

IV 保健衛生行政

§ 1 地域保健

1 健康づくり，食育推進

市民の健康寿命延伸を目指し，令和5年度に「仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）」（以下，「市民健康プラン」）を策定した。

「市民健康プラン」では，市民一人ひとりの将来の健康を見据え，こころとからだの健康づくりと，そのための社会環境の改善・整備を一体的に推進することで，「健康の都 せんだい」の実現を目指す。そのためには，家庭・保育園や幼稚園等・学校・職場・地域・その他関係団体等の多様な担い手が相互に連携した地域社会全体での取り組みと，健康づくり分野にとどまらない様々な分野・部門の連携・協働が重要であり，その強化を図る。

また，本市の地域特性を生かした食育の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため，令和5年度に国の第4次食育推進基本計画を踏まえた「仙台市食育推進計画（第3期）」を策定した。「市民健康プラン」との連携も図りながら，市民の食の課題を踏まえた食育に係る施策に取り組んでいくこととしている。

「仙台市食育推進計画（第3期）」では，市民一人ひとりが食について多様な視点で関心を持ちながら，毎日の食事を味わい楽しむことを通して，より良い未来を次世代へつなげていくことを目指す。食育推進にあたっては食に関わる様々な主体が重要な役割を担うため，関係団体と協働して各般の取り組みを展開する。

(1) 普及・啓発

- ア) 世界禁煙デー・禁煙週間行事
- イ) 健康増進普及月間行事
- ウ) がん予防啓発（乳がん予防啓発事業「ピンクリボン講演会」等）
- エ) 食育啓発（食育月間・食育の日啓発事業等）
- オ) 食生活改善普及運動行事
- カ) Facebook，Instagramによる食育啓発「仙台伊達なキッチンーだてきち」
- キ) 食育推進連携事業「朝プラ！～朝ごはんにプラスワン～」による朝食啓発
- ク) 地域健康まつりにおける講演会，展示会，健康づくり・栄養相談等
- ケ) ホームページ「健康づくり」「せんだい食育ネット」「せんだい・歯と口の健康づくりネット」
- コ) 「仙台食育推進隊」（令和7年3月末現在 登録者・団体数 11）
- サ) 心の健康づくり啓発物の配布（自殺予防週間・自殺対策強化月間等）
- シ) 健康づくり情報サイト「アールクワーク仙台」
- ス) PHR利活用による健康づくりの推進
- セ) みんなで子育てフェスタ&健康フォーラム開催

(2) 栄養指導

① 妊産婦・乳幼児栄養指導

母親教室，両親教室，離乳食教室，育児教室，1歳6か月児健康診査，2歳6か月児歯科健康診査，3歳児健康診査等において相談，指導を実施している。

② 一般栄養指導

窓口や電話，各種健康づくり教室や地域の講習会及び健康相談等において，健康づくり・生活習慣病予防等に関する食生活の正しい知識の普及と望ましい食習慣の実践を図るため，個々の状況に応じた相談，指導を実施している。このほか，健康増進事業等においても各種の健康教育，健康相談等の場において栄養指導を実施している。（実績については 2 健康増進事業 参照）

③ 訪問栄養指導

妊産婦，乳幼児から成人までの全年齢を対象として，家庭訪問を必要とする方に，地域活動栄養士を活用し，個々の健康状態・生活条件に応じた相談，指導を実施している。

④ 食生活改善関係者育成指導

地域における食生活改善の指導者育成のための指導及び活動の支援を行っている。

⑤ 仙台市食環境整備事業「仙台伊達なマルシェだてまる」

減塩商品や栄養バランスの良い弁当を目立たせる表示や，バランスの良い総菜等の組み合わせを提案するスーパー等の食品販売事業者を「仙台伊達なマルシェだてまる」登録店として募集・登録し，取り組みの支援を実施する。登録店舗の増加により，市民が栄養面等に配慮した食品を選択・購入し，普段の食事に利活用しやすい環境を作る。

令和7年3月末現在 登録店舗数 33店舗

(3) 運動指導

健康づくりや健康増進、生活習慣病予防のための運動習慣の定着を図るため、対象者の体力や体調に応じた運動指導を実施している。また、歩くきっかけづくりとしてウォーキングイベントを実施している。

(4) 心の健康づくり

①無料法律相談とこころの健康相談会

専門職（弁護士、司法書士、精神科医、臨床心理士等）による定期的な無料相談会を開催し、法律や生活問題等と心の健康にかかる相談を一体的に受ける相談会を実施している。

令和6年度相談実績 12回開催 167人

②こころの健康チェックwebサイト「こころの体温計」

パソコンやスマートフォンから仙台市ホームページにアクセスすることにより利用できるセルフメンタルチェックシステムにより、自身の心の健康状態を知り、また早期の相談窓口利用に繋げている。

③いのちの電話事業運営補助金

仙台いのちの電話において電話相談を行う相談員を養成するための研修費用を助成している。

令和6年度実績 1件 450,000円

④自死遺族等支援事業補助金

市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動費用を助成している。

令和6年度実績 3件 565,000円

(5) たばこ対策事業

①たばこに関する相談

各区において、面談や電話などにより、喫煙による健康への影響についてや、禁煙方法、禁煙支援を実施している機関等についての相談を実施している。

②受動喫煙対策

「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」（平成26年3月策定、令和元年6月改訂）及び「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年7月公布、令和2年4月1日全面施行）に基づき、市立施設をはじめとした、多数の者が利用する公共的な空間の禁煙に向けた受動喫煙防止対策を推進する。

平成27年9月より、宮城県・全国健康保険協会宮城支部と共同で「受動喫煙防止宣言施設」登録制度を実施し、禁煙に取り組む施設の増加を推進している。

【登録施設数】令和7年3月末現在 1,540施設（うち仙台市所在の施設837施設）

また、世界禁煙デー・禁煙週間行事を中心とした市民への啓発や、学校との連携による児童・生徒への防煙教育、妊産婦への禁煙指導のほか、禁煙希望者を対象とした相談・情報提供などの禁煙サポート事業も積極的に実施している。令和6年度より「受動喫煙をしたくない・させたくない」気持ちを意思表示するイエローグリーンキャンペーンに賛同し、仙台城址伊達政宗公騎馬像のライトアップや母子健康手帳交付時のイエローグリーンリボンシールの配布等を行った。

健康増進、栄養指導等実施状況（個別）

（単位：人）

		総数	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉		
被指導者延人数	令和4年度	3,908	516	273	811	596	945	74	693		
	令和5年度	4,016	621	266	848	632	977	8	664		
	令和6年度	4,793	837	304	1,009	831	949	26	837		
	栄養指導	母子	妊産婦	52	2	16	9	14	6	0	5
			(再掲)病態別栄養指導	0	0	0	0	0	0	0	0
			(再掲)訪問による栄養指導	2	0	1	1	0	0	0	0
		乳幼児	乳幼児	3,314	559	211	609	565	794	8	568
			(再掲)病態別栄養指導	1	0	0	0	0	1	0	0
			(再掲)訪問による栄養指導	352	100	14	53	74	61	1	49
		20歳未満（乳幼児を除く）	20歳未満（乳幼児を除く）	4	0	0	0	0	1	0	3
			(再掲)病態別栄養指導	0	0	0	0	0	0	0	0
			(再掲)訪問による栄養指導	0	0	0	0	0	0	0	0
		20歳以上（妊産婦を除く）	20歳以上（妊産婦を除く）	1,327	217	73	378	236	148	14	261
	(再掲)病態別栄養指導		349	146	27	0	0	99	0	77	
	(再掲)訪問による栄養指導		272	32	14	98	27	60	0	41	
	(再掲)指導者(地区組織)		17	0	7	0	0	0	10	0	
運動指導	28	23	4	0	1	0	0	0			
たばこ対策（禁煙指導）	13	0	0	13	0	0	0	0			
その他	55	36	0	0	15	0	4	0			

〈資料：健康政策課〉

健康増進、栄養指導等実施状況（集団）

（単位：回，人）

		総数	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	本庁		
開催回数	令和4年度	429	21	34	141	105	86	6	36	0		
	令和5年度	391	61	33	59	97	87	12	42	0		
	令和6年度	736	93	56	230	150	103	11	91	2		
	栄養指導	母子	妊産婦	132	34	15	30	18	29	0	6	0
			乳幼児	275	50	28	56	36	50	1	54	0
		20歳未満（乳幼児を除く）	27	0	0	13	7	2	1	4	0	
	20歳以上（妊産婦を除く）	20歳以上（妊産婦を除く）	91	5	9	26	19	9	7	15	1	
		(再掲)指導者(地区組織)	15	0	7	0	0	0	7	1	0	
	運動指導	177	4	4	102	64	3	0	0	0		
	たばこ対策	20歳未満(乳幼児を除く)	20	0	0	3	6	1	0	10	0	
20歳以上		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	14	0	0	0	0	9	2	2	1			
被指導者延人数	令和4年度	8,792	181	292	2,201	2,078	3,392	55	593	0		
	令和5年度	8,119	1,706	240	976	2,355	2,195	107	540	0		
	令和6年度	15,853	1,706	857	4,162	3,547	2,376	120	2,691	394		
	母子	妊産婦	妊産婦	940	225	69	239	151	193	0	63	0
			乳幼児	6,977	1,401	567	1,435	693	1,471	3	1,407	0
		20歳未満（乳幼児を除く）	1,632	0	0	840	492	162	18	120	0	
	20歳以上（妊産婦を除く）	20歳以上（妊産婦を除く）	2,140	47	118	426	678	268	67	521	15	
		(再掲)指導者(地区組織)	159	0	72	0	0	0	67	20	0	
	運動指導	2,216	33	103	995	1,026	59	0	0	0		
	たばこ対策	20歳未満(乳幼児を除く)	1,289	0	0	227	507	19	0	536	0	
20歳以上		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	659	0	0	0	0	204	32	44	379			

※本庁の栄養指導は20歳以上に集計

〈資料：健康政策課〉

(6) 被災者の健康支援

平成23年3月の東日本大震災における被災者に対し、発災当日から心身両面の健康支援を行っている。震災から14年が経過したが、環境の変化による受診中断や、ストレスによる精神面の悪化、閉じこもりや外出自粛による身体活動量の低下等が懸念される被災者もあり、引き続き関係機関等と連携し、心のケアや孤立防止、生活習慣病予防等に継続的に取り組む必要がある。

ア) 要支援者への個別的な継続支援

区保健福祉センターや各総合支所、精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）の保健師・看護師・心理職員等が、地域の関係機関と連携し、訪問等による個別支援を行っている。

a) 応急仮設住宅等入居状況

(単位：世帯)

	総数	プレハブ住宅	民間賃貸住宅	公営住宅等	復興公営住宅
給与戸数（平成24年3月末）	12,468	1,498	10,171	799	
入居世帯数（令和7年3月末）	2,251	0	1	0	2,250

〈資料：健康政策課〉

b) 継続支援世帯数（住居形態別）（令和7年3月末）

(単位：世帯)

	合計	復興公営住宅	地域在住
継続支援世帯数	264	195	69

〈資料：健康政策課〉

c) 継続支援 (b) の健康課題の主な内訳（重複有）（令和7年3月末）

(単位：世帯)

	合計	復興公営住宅	地域在住者
高齢者 (内 単身高齢者のみ)	209 (101)	155 (86)	54 (15)
心理面の支援	241	177	64
健康面の支援が必要 (治療中断等)	215	155	60
障害者・難病	67	48	19
他都市転入等	33	26	7

〈資料：健康政策課〉

d) 個別の支援件数（訪問・面接・電話含む）（令和6年4月～令和7年3月末）

(単位：回数)

	合計	復興公営住宅	地域在住者
支援延回数	2,569	2,209	360

〈資料：健康政策課〉

イ) 被災者同士や地域の人との交流機会をつくる支援（令和6年4月～令和7年3月末）

- ・主なテーマ：健康チェック、運動、心のケア、食生活、介護予防等
- ・実施状況

健康講話や健康相談等	
226回	延2,493人

ウ) 健康づくりや心のケアの情報発信と啓発（令和6年4月～令和7年3月末）

- ・資料等の郵送及び配布数 延16,897部

2 健康増進事業

働き盛りの年代からの病気の予防，早期発見など総合的な健康管理を通して市民の健康の増進を図るため，その自立を促進・援助することなどを主眼とした事業を実施している。

(1) 健康教育

「個別健康教育」として，個人の生活習慣等を具体的に把握しながらニコチンの禁断症状に上手に対応し禁煙できるよう，面接や電話などによる禁煙支援を継続的に実施している。また，生活習慣病の予防その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図ることにより，「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め，市民の健康の保持増進に資することを目的とした「集団健康教育」を実施している。

健康教育（個別健康教育）（令和6年度実績）（単位：人）

	合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
参加実人員（喫煙）	11	1	0	4	2	3	0	1

※健康増進事業実施要領に基づき，40～64歳までの数を計上している。〈資料：健康政策課〉

健康教育（集団健康教育）（令和6年度実績）

（単位：回，人）

		合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
集団健康教育	開催回数	56	20	0	7	4	1	1	23
	参加延人員	482	111	0	29	30	12	1	299
歯周病	開催回数	6	0	0	1	0	0	0	5
	参加延人員	132	0	0	4	0	0	0	128
ロコモティブシンドローム(運動器症候群)	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
病態別	開催回数	4	2	0	0	1	0	0	1
	参加延人員	50	24	0	0	20	0	0	6
薬	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	開催回数	46	18	0	6	3	1	1	17
	参加延人員	300	87	0	25	10	12	1	165

※健康増進事業実施要領に基づき，40～64歳までの数を計上している。

〈資料：健康政策課〉

(2) 健康相談

健康相談は，心身の健康に関して個別の相談に応じて必要な指導や助言を行う。一般的事項について総合的な指導・助言を行う「総合健康相談」と日常生活にあわせた指導・助言が特に重要な疾病別の「重点健康相談」を実施している。

健康相談（令和6年度実績）

（単位：回，人）

		合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	
総合健康相談	開催回数	75	0	5	12	2	0	8	48	
	参加延人員	75	0	5	12	2	0	8	48	
重点健康相談	開催回数	49	17	0	0	4	28	0	0	
	参加延人員	49	17	0	0	4	28	0	0	
	高血圧	開催回数	3	1	0	0	0	2	0	0
		参加延人員	3	1	0	0	0	2	0	0
	脂質異常症	開催回数	9	4	0	0	0	5	0	0
		参加延人員	9	4	0	0	0	5	0	0
	糖尿病	開催回数	16	9	0	0	0	7	0	0
		参加延人員	16	9	0	0	0	7	0	0

重点健康相談		合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
歯周病	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
骨粗鬆症	開催回数	14	3	0	0	4	7	0	0
	参加延人員	14	3	0	0	4	7	0	0
女性の健康	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
病態別	開催回数	7	0	0	0	0	7	0	0
	参加延人員	7	0	0	0	0	7	0	0

※健康増進事業実施要領に基づき、40～64歳までの数を計上している。

〈資料：健康政策課〉

(3) 健康診査

健康診査は、健康増進法等に基づき、がん、心臓病、脳卒中等の疾病を早期に発見し、治療勧奨を図るとともに、生活習慣の改善により、生活習慣病の予防に資することを目的としている。

①基礎健康診査

ア) 特定健康診査対象者を除いた35歳以上の市民を対象に基礎健康診査(仙台市国民健康保険特定健康診査に準ずる)を実施している。

- イ) 基礎健康診査の対象者は、仙台市に居住地を有し、健診実施年度内において下記の年齢に到達する者
- 35歳以上40歳未満の者(健康増進法に基づく仙台市単独事業)
 - 40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援給付受給者(健康増進法に基づく国庫補助事業)
 - 75歳以上又は65歳以上74歳未満の障害による後期高齢者医療被保険者(高齢者医療確保法に基づく宮城県後期高齢者医療広域連合からの受託事業)

基礎健康診査受診状況(35歳以上)(令和6年度実績)

(単位：人，%)

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉	
対象者	222,157	60,856			37,535	27,979	50,696		45,091
35～39歳	68,163	13,968	4,470	12,966	9,514	15,136	166	11,943	
	40歳以上(生保等)	14,830	3,955	583	3,149	2,088	3,585	52	1,418
	後期高齢者医療被保険者	139,164	28,617	9,263	21,420	16,377	31,004	753	31,730
受診者	50,678	9,581	3,426	6,880	5,921	10,831	206	13,833	
35～39歳	1,670	365	113	276	237	374	5	300	
	40歳以上(生保等)	1,401	399	75	269	196	294	2	166
	後期高齢者医療被保険者	47,607	8,817	3,238	6,335	5,488	10,163	199	13,367
受診率	22.8	21.4			18.3	21.2	21.8		30.7

※平成29年度実績より、対象者は全住民で算出している。

〈資料：健康政策課〉

- ウ) 訪問基礎健康診査として、40歳以上の寝たきりや寝たきりに準じた方を対象に、医師と看護師が居宅訪問して基礎健康診査と同様の検査項目を実施している。令和6年度は3件であった。

②歯周病検診

健康増進法19条の2に基づく健康診査の一環として、歯の喪失予防を目的に30・40・50・60・70歳到達者を対象に実施している。平成12年度から40歳及び50歳到達者を対象として開始し、平成17年度より60歳及び70歳到達者、平成19年度からは30歳到達者へも対象の枠を拡大した。

歯周病検診受診状況・結果（令和6年度実績）

（単位：人，％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
30歳	対象者	12,443	2,931	600	2,486	1,854	2,595	28	1,949
	受診者	829	186	31	156	135	199	0	122
	異常認めず	20	6	0	2	5	5	0	2
	要指導者	170	46	8	31	21	32	0	32
	要精検者	639	134	23	123	109	162	0	88
	受診率	6.7	6.3	5.2	6.3	7.3	7.7	0.0	6.3
40歳	対象者	14,243	2,939	947	2,622	1,917	3,173	43	2,602
	受診者	951	208	75	150	118	231	4	165
	異常認めず	22	7	1	4	3	3	0	4
	要指導者	216	49	29	33	22	51	0	32
	要精検者	713	152	45	113	93	177	4	129
	受診率	6.7	7.1	7.9	5.7	6.2	7.3	9.3	6.3
50歳	対象者	17,420	3,506	1,208	3,173	2,319	3,725	45	3,444
	受診者	1,277	250	89	224	161	306	5	242
	異常認めず	21	4	1	5	2	3	0	6
	要指導者	249	43	31	36	32	55	2	50
	要精検者	1,007	203	57	183	127	248	3	186
	受診率	7.3	7.1	7.4	7.1	6.9	8.2	11.1	7.0
60歳	対象者	13,525	2,877	909	2,361	1,778	2,882	43	2,675
	受診者	1,301	290	91	222	176	288	0	234
	異常認めず	20	7	1	3	1	4	0	4
	要指導者	239	58	19	39	29	50	0	44
	要精検者	1,042	225	71	180	146	234	0	186
	受診率	9.6	10.1	10.0	9.4	9.9	10.0	0.0	8.7
70歳	対象者	11,750	2,252	881	1,925	1,446	2,522	51	2,673
	受診者	1,748	330	121	272	215	402	5	403
	異常認めず	24	4	1	3	1	6	0	9
	要指導者	285	61	23	49	31	71	0	50
	要精検者	1,439	265	97	220	183	325	5	344
	受診率	14.9	14.7	13.7	14.1	14.9	15.9	9.8	15.1
	総受診者	6,106	1,264	407	1,024	805	1,426	14	1,166
	総受診率	8.8	8.7	9.0	8.1	8.6	9.6	6.7	8.7

〈資料：健康政策課〉

③骨粗鬆症検診

平成12年度から、40歳及び50歳の到達者（女性）を対象として実施している。令和6年度より60歳の到達者（女性）へも対象の枠を拡大した。

骨粗鬆症検診受診状況・結果（令和6年度実績）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
40 歳	対象者	7,208	1,482	508	1,271	983	1,626	19	1,319
	受診者	846	197	56	140	117	186	3	147
	異常認めず	606	144	36	95	85	145	3	98
	要指導者	208	44	18	41	29	34	0	42
	要精検者	32	9	2	4	3	7	0	7
	受診率	11.7	13.3	11.0	11.0	11.9	11.4	15.8	11.1
50 歳	対象者	8,791	1,842	589	1,524	1,122	1,902	20	1,792
	受診者	1,632	335	114	250	194	352	5	382
	異常認めず	1,003	206	68	151	129	226	2	221
	要指導者	516	105	42	79	60	105	3	122
	要精検者	113	24	4	20	5	21	0	39
	受診率	18.6	18.2	19.4	16.4	17.3	18.5	25.0	21.3
60 歳	対象者	6,883	1,461	482	1,219	889	1,439	23	1,370
	受診者	1,880	420	128	311	249	377	4	391
	異常認めず	576	127	43	94	79	116	2	115
	要指導者	787	188	48	128	102	156	2	163
	要精検者	517	105	37	89	68	105	0	113
	受診率	27.3	28.7	26.6	25.5	28.0	26.2	17.4	28.5
総受診者		4,358	952	298	701	560	915	12	920
総受診率		19.0	19.9	18.9	17.5	18.7	18.4	19.4	20.5

（資料：健康政策課）

④胃がん検診

胃がん検診は、昭和39年度に胃集団検診として始まり、その後昭和58年度の老人保健法に基づく保健事業の開始に伴い、40歳以上の市民を対象とした胃がん検診となった。平成5年度に対象年齢を引き下げ、現在は35歳以上を対象として実施している。令和元年度からは50歳以上の市民を対象に胃内視鏡検査を実施している（胃内視鏡検査の受診間隔は2年に1回）。

胃がん検診受診状況（令和6年度実績）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者		707,202	143,969	50,003	121,728	89,818	153,547	2,838	145,299
受診者		37,058	6,944	3,033	5,548	4,455	8,257	184	8,637
胃部エックス線検査	胃部エックス線検査	20,467	3,489	1,852	3,128	2,331	4,621	131	4,915
	35～39 歳	767	180	61	123	101	156	0	146
	40～49 歳	2,944	583	250	508	350	646	7	600
	50～59 歳	2,658	505	248	437	291	616	5	556
	60～69 歳	4,459	785	398	668	510	964	35	1,099
	70 歳以上	9,639	1,436	895	1,392	1,079	2,239	84	2,514
胃内視鏡検査	胃内視鏡検査	16,591	3,455	1,181	2,420	2,124	3,636	53	3,722
	50～59 歳	1,947	469	126	343	267	389	5	348
	60～69 歳	3,902	862	254	618	523	821	11	813
	70 歳以上	10,742	2,124	801	1,459	1,334	2,426	37	2,561
受診率（35 歳以上）		8.5	8.1	9.7	7.4	8.3	8.7	9.7	9.5
受診率（40 歳以上）		9.2	8.7	10.4	8.1	9.0	9.5	10.1	10.1

※対象者は全住民で算出。

（資料：健康政策課）

※受診率は以下の方法で算出。

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

令和6年度胃がん検診受診結果（令和7年3月31日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
胃部エックス線検査	20,467	3,489	1,852	3,128	2,331	4,621	131	4,915
異常認めず	19,516	3,350	1,768	2,976	2,210	4,398	122	4,692
要精検者	951	139	84	152	121	223	9	223
異常認めず	56	6	9	11	4	13	0	13
「がん」であった者	13	3	0	2	2	1	1	4
経過観察	3	2	0	0	0	0	0	1
がん以外の疾患であった者	717	115	57	110	86	167	8	174
未精検者	13	5	3	1	2	2	0	0
未把握	149	8	15	28	27	40	0	31
要精検率	4.6	4.0	4.5	4.9	5.2	4.8	6.9	4.5
がん発見率	0.06	0.09	0.00	0.06	0.09	0.02	0.76	0.08
胃内視鏡検査	16,591	3,455	1,181	2,420	2,124	3,636	53	3,722
異常認めず	15,636	3,291	1,128	2,265	2,000	3,425	49	3,478
要精検者	955	164	53	155	124	211	4	244
異常認めず	41	6	5	7	9	7	0	7
「がん」であった者	68	13	2	16	8	16	2	11
経過観察	44	0	3	13	9	9	0	10
がん以外の疾患であった者	763	132	40	114	92	175	2	208
未精検者	0	0	0	0	0	0	0	0
未把握	39	13	3	5	6	4	0	8
要精検率	5.8	4.7	4.5	6.4	5.8	5.8	7.5	6.6
がん発見率	0.41	0.38	0.17	0.66	0.38	0.44	3.77	0.30

（資料：健康政策課）

⑤子宮頸がん検診

子宮頸部がん検診は昭和41年度から、子宮体部がん検診（頸部がん検診で特定の症状があった市民対象）は平成元年度から、30歳以上の女性を対象として実施している。

平成17年度から対象年齢を20歳以上とし、平成29年度から40歳以上の受診間隔は2年に1回となった。

子宮頸がん検診受診状況（令和6年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	465,822	100,152	31,168	81,338	59,708	100,139	1,665	91,652
受診者	37,333	7,235	2,641	6,278	4,762	7,822	104	8,491
20～29歳	1,201	184	152	268	119	345	5	128
7	0	2	2	0	2	0	0	1
30～39歳	1,992	481	81	397	325	376	2	330
7	0	2	2	0	2	0	0	1
40～49歳	4,739	981	298	929	662	994	7	868
89	12	26	25	2	16	0	0	8
50～59歳	5,844	1,135	409	1,101	770	1,183	15	1,231
283	46	37	88	19	55	2	2	36
60～69歳	6,738	1,315	502	1,189	835	1,358	11	1,528
419	71	43	94	42	122	1	1	46
70歳以上	7,475	1,437	583	1,134	895	1,562	22	1,842
204	33	23	34	29	63	1	1	21
199	22	21	25	27	87	1	1	16
受診率	14.7	13.3	15.9	14.2	14.6	14.4	13.1	16.9

※上段は頸部がん検診受診者数，下段は体部がん検診受診者数

（資料：健康政策課）

※対象者は全住民で算出。

※受診率は以下の方法で算出。

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2 \text{年連続の受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

令和6年度子宮頸がん検診受診結果（令和7年3月31日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
頸部がん検診	37,333	7,235	2,641	6,278	4,762	7,822	104	8,491
異常認めず	36,793	7,106	2,613	6,164	4,693	7,718	103	8,396
要精検者	540	129	28	114	69	104	1	95
異常認めず	66	20	1	10	9	13	0	13
「がん」であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
経過観察	55	16	1	11	5	9	0	13
がん以外の疾患であった者	1	0	0	1	0	0	0	0
未精検者	418	93	26	92	55	82	1	69
未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
要精検率	1.5	1.8	1.1	1.8	1.5	1.3	1.0	1.1
がん発見率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
体部がん検診	1,201	184	152	268	119	345	5	128
異常認めず	1,194	182	152	264	119	345	5	127
要精検者	7	2	0	4	0	0	0	1
異常認めず	0	0	0	0	0	0	0	0
「がん」であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
経過観察	1	0	0	1	0	0	0	0
がん以外の疾患であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
未精検者	6	2	0	3	0	0	0	1
未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
要精検率	0.6	1.1	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.8
がん発見率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

〈資料：健康政策課〉

⑥肺がん検診

集団検診方式による肺がん検診を昭和63年度から実施している。

また平成2年度から平成13年度まで個別検診方式による肺がん検診を50歳・60歳到達者に対する節目検診として実施した。

集団検診では、40歳以上の市民を対象に、胸部エックス線写真の読影を行っている。

また、喫煙指数（1日本数×年数）600以上の市民等を対象に喀痰細胞診を行っている。

肺がん検診受診状況（令和6年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	638,984	130,001	45,533	108,762	80,304	138,411	2,672	133,301
受診者	68,291	12,790	5,016	9,919	7,825	15,017	284	17,440
	9,272	1,716	741	1,379	1,066	1,979	40	2,351
40～49歳	3,874	783	257	675	515	881	9	754
	0	0	0	0	0	0	0	0
50～59歳	6,033	1,340	411	1,017	719	1,342	11	1,193
	510	127	34	107	63	101	0	78
60～69歳	13,555	2,651	989	2,058	1,607	2,923	58	3,269
	1,722	330	131	274	240	373	8	366
70歳以上	44,829	8,016	3,359	6,169	4,984	9,871	206	12,224
	7,040	1,259	576	998	763	1,505	32	1,907
受診率	10.7	9.8	11.0	9.1	9.7	10.8	10.6	13.1

※受診者の上段は胸部エックス線検査の受診者数，下段はうち喀痰細胞診受診者数

〈資料：健康政策課〉

※対象者は全住民で算出している。

令和6年度肺がん検診受診結果（令和7年5月30日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
胸部エックス線検査	68,291	12,790	5,016	9,919	7,825	15,017	284	17,440
異常認めず	66,534	12,437	4,873	9,649	7,649	14,658	280	16,988
要精検者	1,757	353	143	270	176	359	4	452
異常認めず	565	116	50	75	57	108	1	158
「がん」であった者	21	8	1	4	2	1	0	5
経過観察	57	9	4	12	4	10	0	18
がん以外の疾患であった者	928	194	68	144	92	203	3	224
未精検者	109	17	10	20	12	20	0	30
未把握	77	9	10	15	9	17	0	17
要精検率	2.6	2.8	2.9	2.7	2.2	2.4	1.4	2.6
がん発見率	0.03	0.06	0.02	0.04	0.03	0.01	0.00	0.03
喀痰細胞診検査	9,272	1,716	741	1,379	1,066	1,979	40	2,351
異常認めず	9,268	1,716	740	1,378	1,066	1,977	40	2,351
要精検者	4	0	1	1	0	2	0	0
異常認めず	0	0	0	0	0	0	0	0
「がん」であった者	2	0	0	0	0	2	0	0
経過観察	2	0	1	1	0	0	0	0
がん以外の疾患であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
未精検者	0	0	0	0	0	0	0	0
未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
要精検率	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
がん発見率	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.00

（資料：健康政策課）

⑦乳がん検診

30歳以上の女性を対象として実施。40歳以上を対象に、視触診に加えマンモグラフィとの併用検診を行っている。平成30年度から、30歳代の視触診のみを超音波検査に変更している。令和6年度から、65歳以上のマンモグラフィにおいて視触診を廃止している。

乳がん検診受診状況（令和6年度実績）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
超音波検査	対象者	65,075	14,046	3,969	12,279	9,148	14,490	134	11,009
	受診者	3,475	660	223	729	530	750	6	577
	30～39歳	3,475	660	223	729	530	750	6	577
	受診率	5.3	4.7	5.6	5.9	5.8	5.2	4.5	5.2
併用 マンモグラフィ	対象者	187,243	39,438	13,066	33,051	23,940	40,161	538	37,049
	受診者	15,666	2,910	1,176	2,825	1,985	3,414	49	3,307
	40～49歳	5,893	1,100	444	1,080	760	1,272	17	1,220
	50～59歳	6,363	1,167	490	1,167	804	1,383	19	1,333
	60～64歳	3,410	643	242	578	421	759	13	754
受診率	17.0	15.0	18.7	17.4	17.2	17.2	17.3	17.9	
マンモ グラフィ	対象者	152,398	31,372	10,848	24,112	18,116	33,290	826	33,834
	受診者	16,249	2,912	1,201	2,383	1,924	3,686	71	4,072
	65～69歳	4,049	755	305	628	472	887	16	986
	70歳以上	12,200	2,157	896	1,755	1,452	2,799	55	3,086
受診率	21.3	19.0	21.6	20.2	21.0	21.8	17.6	23.8	

※受診率は以下の方法で算出。

（資料：健康政策課）

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2 \text{年連続の受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

※対象者は全住民で算出。

令和6年度乳がん検診受診結果（令和7年3月31日現在）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
超音波検査	受診者数	3,475	660	223	729	530	750	6	577
	異常認めず	3,415	648	221	710	521	741	6	568
	要精検者	60	12	2	19	9	9	0	9
	異常認めず	3	0	0	2	1	0	0	0
	「がん」であった者	1	0	0	0	0	0	0	1
	経過観察	0	0	0	0	0	0	0	0
	がん以外の疾患であった者	41	11	2	10	7	6	0	5
	未精検者	15	1	0	7	1	3	0	3
	未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
	要精検率	1.7	1.8	0.9	2.6	1.7	1.2	0.0	1.6
がん発見率	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.17	
マンモグラフィ併用	受診者数	15,666	2,910	1,176	2,825	1,985	3,414	49	3,307
	異常認めず	14,805	2,714	1,127	2,652	1,877	3,252	47	3,136
	要精検者	861	196	49	173	108	162	2	171
	異常認めず	336	75	16	71	42	61	1	70
	「がん」であった者	86	11	8	20	12	15	0	20
	経過観察	4	0	0	2	0	1	1	0
	がん以外の疾患であった者	377	94	22	71	44	67	0	79
	未精検者	58	16	3	9	10	18	0	2
	未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
	要精検率	5.5	6.7	4.2	6.1	5.4	4.7	4.1	5.2
がん発見率	0.55	0.38	0.68	0.71	0.60	0.44	0.00	0.60	
マンモグラフィ	受診者数	16,249	2,912	1,201	2,383	1,924	3,686	71	4,072
	異常認めず	15,867	2,835	1,183	2,314	1,884	3,602	70	3,979
	要精検者	382	77	18	69	40	84	1	93
	異常認めず	149	29	5	26	16	40	0	33
	「がん」であった者	58	13	3	12	4	16	0	10
	経過観察	3	1	0	0	0	0	0	2
	がん以外の疾患であった者	151	29	8	26	18	25	0	45
	未精検者	21	5	2	5	2	3	1	3
	未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
	要精検率	2.4	2.6	1.5	2.9	2.1	2.3	1.4	2.3
がん発見率	0.36	0.45	0.25	0.50	0.21	0.43	0.00	0.25	

〈資料：健康政策課〉

⑧大腸がん検診

平成9年度より集団検診方式で実施している。対象は、当初55歳から59歳までであったが、平成10年度からは50歳から65歳まで、平成11年度からは50歳以上、平成14年度からは40歳以上へ拡大している。なお、平成4年度から50歳到達者を、平成6年度からは60歳到達者を、平成8年度からは40歳到達者を対象とした節目検診（個別方式）を平成13年度まで実施した。

大腸がん検診受診状況（令和6年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	638,984	130,001	45,533	108,762	80,304	138,411	2,672	133,301
受診者	72,999	13,590	5,790	10,435	8,472	16,301	334	18,077
40～49歳	4,852	957	391	823	609	1,059	21	992
50～59歳	7,863	1,610	602	1,351	928	1,770	22	1,580
60～69歳	15,284	2,947	1,237	2,227	1,855	3,319	70	3,629
70歳以上	45,000	8,076	3,560	6,034	5,080	10,153	221	11,876
受診率	11.4	10.5	12.7	9.6	10.5	11.8	12.5	13.6

※対象者は全住民で算出。

〈資料：健康政策課〉

令和6年度大腸がん検診受診結果（令和7年5月14日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
受診者数	72,999	13,590	5,790	10,435	8,472	16,301	334	18,077
異常認めず	68,331	12,753	5,447	9,764	7,921	15,246	310	16,890
要精検者	4,668	837	343	671	551	1,055	24	1,187
異常認めず	925	153	68	112	97	251	1	243
「がん」であった者	88	14	4	17	11	23	0	19
経過観察	15	6	0	0	1	4	0	4
腺腫のあった者	2,264	410	173	313	278	513	11	566
がん以外の疾患であった者	356	66	13	72	44	57	1	103
未精検者	102	17	11	14	10	26	4	20
未把握	918	171	74	143	110	181	7	232
要精検率	6.4	6.2	5.9	6.4	6.5	6.5	7.2	6.6
がん発見率	0.12	0.10	0.07	0.16	0.13	0.14	0.00	0.11

※平成30年度実績より要精検者の内訳に「腺腫のあった者」を追加している。

（資料：健康政策課）

⑨前立腺がん検診

50歳・55歳・60歳・65歳到達者（男性）を対象に前立腺がん検診を実施している。

前立腺がん検診受診状況（令和6年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	28,794	5,722	2,100	5,160	3,718	6,288	115	5,691
受診者	1,029	234	51	152	130	228	2	232
50歳	152	39	6	28	26	26	1	26
55歳	191	37	11	34	28	46	0	35
60歳	260	67	12	32	26	59	0	64
65歳	426	91	22	58	50	97	1	107
受診率	3.6	4.1	2.4	2.9	3.5	3.6	1.7	4.1

※対象者は全住民で算出している。

（資料：健康政策課）

令和6年度前立腺がん検診受診結果（令和7年3月31日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
受診者数	1,029	234	51	152	130	228	2	232
異常認めず	981	223	50	144	123	214	2	225
要精検者	48	11	1	8	7	14	0	7
異常認めず	4	0	0	0	1	2	0	1
「がん」であった者	6	1	0	1	1	2	0	1
経過観察	4	1	0	1	2	0	0	0
がん以外の疾患であった者	13	3	0	2	1	5	0	2
未精検者	20	6	0	4	2	5	0	3
未把握	1	0	1	0	0	0	0	0
要精検率	4.7	4.7	2.0	5.3	5.4	6.1	0.0	3.0
がん発見率	0.58	0.43	0.00	0.66	0.77	0.88	0.00	0.43

（資料：健康政策課）

⑩新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

平成21年度から国の補助により、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診無料クーポン券を送付している。検診無料クーポン券による検診は、市民健診の子宮頸がん検診及び乳がん検診の枠組みの中で実施している。

※対象者は令和6年4月19日に住民登録している方で、令和6年4月1日時点で対象年齢の方。

ア) 子宮頸がん検診(令和6年度実績)

対象者は20歳の女性。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(単位:人,%)

対象者	5,767人
受診者(※)	494人
受診率	8.6%

※(3)⑤子宮頸がん検診の受診者数の再掲であり、受診率は受診者数を対象者数で除した値
(資料:健康政策課)

イ) 乳がん検診(令和6年度実績)

対象者は、40歳の女性のうち同年度乳がん検診対象者。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(単位:人,%)

対象者	6,715人
受診者(※)	746人
受診率	11.1%

※(3)⑦乳がん検診の受診者数の再掲であり、受診率は受診者数を対象者数で除した値
(資料:健康政策課)

(4) 訪問指導

訪問指導は、療養上の保健指導が必要である者及び要支援難病患者に対し、保健師、看護師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、本人及びその家族に対し必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進、生活の質の維持向上を図ることを目的として実施している。

令和6年度実績

- ・40～64歳(健康増進法)実1人 延1人
- ・65歳以上 実692人 延1,592人

(5) 在宅療養支援推進事業

在宅療養者の生活の質の向上を図るため、複数の医療従事者や介護従事者等が連携し、地域における高齢者等の在宅療養者に対する医療と介護の一体的な提供(在宅ケア)のために設立される地域在宅療養推進連絡会の活動を育成するため、補助金を交付している。令和7年7月現在、13の連絡会に対し補助を行っている。

(6) がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業

平成30年度から、がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん患者ががんと治療に伴う脱毛に対応する目的で購入した医療用ウィッグの購入に係る経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付している。

助成金の額は助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が20,000円を超える場合は20,000円を上限とする。

助成実績

	交付決定数	助成額
令和6年度	316件	6,045,000円

(資料:健康政策課)

3 歯科保健

歯と口腔の健康は、全身の健康の保持増進や心豊かな生活を送る上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。本市においては、「仙台市・歯と口の健康づくり計画（第3期）」及び「仙台市・歯と口の健康づくり計画アクション」を策定した（令和6年3月）。ライフステージ毎に掲げた目標に向け、市及び関係機関・団体に組織する「仙台市歯と口の健康づくりネットワーク会議」を中心に、市民一人ひとりの歯と口の健康づくりへの支援や、生涯にわたり切れ目なく歯と口の健康を守ることができる社会環境整備に向けた取り組みを推進し、「すべての市民が健康で質の高い生活を営む基盤となる歯と口の健康の実現」を目指している。

とりわけ、乳幼児期及び学齢期のう蝕の有病状況は改善傾向にあるものの、個人差や地域差の縮小に向けた効果的な取り組みを地域全体で支える体制づくりを進める必要がある。あわせて、青年期からの歯周病予防対策やライフコースに沿った口腔機能の育成・獲得・維持・増進を重点的に取り組むこととしている。本市においては、各区保健福祉センターに、歯科医師、歯科衛生士（総合支所保健福祉課には歯科衛生士）を配置し、乳幼児期から高齢期に至る、それぞれの年代の特徴や課題に応じた歯科保健活動を地域において展開している。

ライフステージ別事業内容

（令和7年4月1日現在）

対 象	歯科的特徴	歯科的課題	歯科保健対策		
			主な事業	内 容	ねらい
胎児期	・歯の形成期	・バランスのとれた栄養摂取	・妊婦歯科保健指導	・健康教育	・丈夫な歯をつくる生活指導
乳児期	・乳前歯の萌出期	・咀嚼器官の発達時期	・3～4か月児育児教室 ・離乳食教室 ・フッ化物歯面塗布助成事業	・健康教育 ・予防処置	・乳歯う蝕予防 ・歯口清掃の動機づけ ・健全な咀嚼機能の習得支援 ・かかりつけ歯科医による継続管理の勧奨
幼児期 前半 1～3歳	・乳臼歯の萌出期 ・乳歯列の完成期	・乳歯う蝕の発定期（卒乳の遅れ・甘味の不規則摂取） ・乳歯う蝕の多発期（甘味の過剰摂取・清掃不良等）	・1歳6か月児健康診査事後指導 ・2歳6か月児歯科健康診査事後指導 ・3歳児健康診査	・健康教育 ・健康診査 ・保健指導	・乳歯う蝕予防 ・生活習慣や歯口清掃の確認と支援 ・乳歯う蝕ハイリスク児の早期発見と支援 ・かかりつけ歯科医による継続管理の勧奨 ・乳歯列不正咬合のチェック
幼児期 後半 4～5歳	永久歯の萌出開始期（第一大臼歯）	・永久歯う蝕の発定期 ・咀嚼器官の発達 ・チェック時期	・保育所・幼稚園・認定こども園歯科健康診査結果集約事業 ・フッ化物洗口導入支援事業 ・フッ化物洗口事業継続実施補助金交付事業	・健康教育 ・フッ化物洗口実施支援	・幼児期後半の口腔内の状況把握と保育所・幼稚園等における歯科保健活動の支援 ・永久歯のう蝕予防
学齢期 小学校 中学校 高 校	・乳歯と永久歯の交換期 ・永久歯列の完成期 ・歯周組織の過敏期	・永久歯う蝕の発定期 ・歯列と歯の不調和の発定期 ・永久歯う蝕の多発期 ・歯肉の炎症が始まる時期 ・永久歯う蝕が放置されやすい時期 ・歯周病の発定期	・就学時健康診断 ・定期健康診断及び歯科健康教育	・健康教育 ・健康診断 ・保健指導	・永久歯う蝕の予防 ・歯科保健思想の普及・啓発 ・咬合の誘導 ・歯周病の予防

対 象	歯科的特徴	歯科的課題	歯科保健対策		
			主な事業	内 容	ねらい
青年期 20歳～ (妊婦)	・歯周組織の脆弱期	・歯周病の急増期	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローフロスプロジェクト ・妊婦歯科健康教育 ・妊婦歯科健康診査 ・20歳のデンタルケア ・歯周病検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育 ・健康診断 ・保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病の予防・治療 ・歯科保健思想の普及・啓発 ・歯口清掃の徹底
壮年期 40歳～	・歯の喪失開始期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病の急増期 ・根面う蝕の発生期 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種教室 ・出前（出張）講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療の勧奨
高齢期 65歳～	・歯の喪失急増期	・口腔機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進普及月間 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・介護予防把握事業 ・訪問歯科指導 		<ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能の回復 ・歯口清掃 ・義歯清掃
配慮を必要とする方	・歯の形成不全及び唇顎口蓋裂等	<ul style="list-style-type: none"> ・広汎性う蝕発生 ・咀嚼・発音障害等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設歯科保健事業 ・歯科健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査 ・健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科疾患の予防 ・歯口清掃
全年齢			<ul style="list-style-type: none"> ・歯と口の健康週間 ・歯と口腔の健康づくり月間 ・地区健康まつり ・歯科広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健思想の普及・啓発

〈資料：健康政策課〉

(1) 母子歯科保健事業

①妊婦歯科健康教育

妊娠中に急増するむし歯、歯周病などの歯科疾患の予防、早期発見、早期治療のための保健指導並びに乳幼児期の歯科保健指導を、妊婦への母子健康手帳交付時に実施している。

②妊婦歯科健康診査

むし歯や歯周病が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健康診査、保健指導を実施している。
(一社)仙台歯科医師会に事業を委託している。

③乳幼児歯科健康教育

3～4か月児育児教室、離乳食教室、地域における健康講座等の場を通じて、基本的な歯科保健習慣を身に付ける時期である乳幼児を対象に、保健指導・健康教育・健康相談等を実施している。

④フッ化物歯面塗布助成事業

歯が生え始める生後8か月から1歳6か月を迎える前日までの乳幼児を対象に、フッ化物歯面塗布1回分の助成と歯科保健指導を実施している。(一社)仙台歯科医師会に事業を委託している(令和3年4月26日から開始)。

⑤ 1歳6か月児歯科健康診査

母子保健法第12条に基づき実施している。

1歳6か月児歯科健康診査実施状況（令和6年度実績）

（単位：人、本、％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者		6,739	1,292	447	1,208	963	1,643	16	1,170
受診者		6,630	1,252	435	1,202	951	1,612	16	1,162
むし歯のない者	計	6,589	1,247	432	1,194	942	1,607	16	1,151
	○1型	3,701	665	237	682	537	924	4	652
	○2型	2,888	582	195	512	405	683	12	499
むし歯のある者	計	41	5	3	8	9	5	0	11
	A型	37	4	3	6	9	4	0	11
	B型	4	1	0	2	0	1	0	0
	C型	0	0	0	0	0	0	0	0
	有病者率	0.62	0.40	0.69	0.67	0.95	0.31	0	0.95
むし歯の数	計	129	13	7	29	29	20	0	31
	処置歯数	4	0	4	0	0	0	0	0
	未処置歯数	120	13	3	29	29	16	0	30
	フッ化ジアンミン銀	5	0	0	0	0	4	0	1
	1人平均むし歯数	0.02	0.01	0.02	0.02	0.03	0.01	0	0.03
不正咬合のある者		342	83	25	2	55	106	0	71
口腔軟組織疾患のある者		489	141	32	95	34	160	0	27
その他異常のある者		521	88	31	80	91	106	0	125

〈資料：健康政策課〉

⑥ 1歳6か月児歯科健康診査事後指導

健康診査の結果、歯科疾患のある幼児及び近い将来罹患しそうな幼児を対象として、適切な時期に電話・文書等による保健指導を実施し、望ましい歯科保健行動の実践と継続の支援を行う。多数のむし歯があるハイリスク児に対しては、保健師・栄養士等と連携し総合的な視点で継続的に育児支援を行う。

1歳6か月児歯科健康診査事後指導実施状況

（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
				青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
延人員	484	443	333	16	9	60	61	92	2	93

〈資料：健康政策課〉

⑦ 2歳6か月児歯科健康診査

母子保健法第13条に基づき実施している。むし歯が急増する時期にある幼児を対象とした仙台市独自の事業。

2歳6か月児歯科健康診査実施状況（令和6年度実績）

（単位：人，本，％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者		7,222	1,344	489	1,325	971	1,790	15	1,288
受診者		6,962	1,273	473	1,286	960	1,722	17	1,231
むし歯のない者	計	6,776	1,238	463	1,250	934	1,678	16	1,197
	○1型	2,724	540	171	479	416	651	5	462
	○2型	4,052	698	292	771	518	1,027	11	735
むし歯のある者	計	186	35	10	36	26	44	1	34
	A型	157	29	9	31	20	36	1	31
	B型	22	6	0	3	5	5	0	3
	C型	7	0	1	2	1	3	0	0
	有病者率	2.67	2.75	2.11	2.80	2.71	2.56	5.88	2.76
むし歯の数	計	524	114	26	98	63	130	1	92
	処置歯数	69	20	0	15	21	3	0	10
	未処置歯数	381	74	17	73	38	100	1	78
	フッ化 ジアンミン銀	74	20	9	10	4	27	0	4
	1人平均 むし歯数	0.08	0.09	0.05	0.08	0.07	0.08	0.06	0.07
不正咬合のある者		1038	133	57	187	153	331	0	177
口腔軟組織疾患のある者		470	83	21	102	46	160	0	58
その他異常のある者		867	110	51	109	165	234	0	198

〈資料：健康政策課〉

⑧ 2歳6か月児歯科健康診査事後指導

う蝕ハイリスク児を対象として、健診後、適切な時期に電話・文書等による保健指導を実施し、望ましい歯科保健行動の実践を支援するとともに「かかりつけ歯科医」による継続管理を目的とした受診を促す。多数のむし歯がある児に対しては、保健師・栄養士等と連携し総合的な視点で継続的に育児支援を行う。

2歳6か月児歯科健康診査事後指導実施状況

（単位：人）

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
				46	32	139	92	87	2	172
延人員	448	503	570							

〈資料：健康政策課〉

⑨ 3歳児歯科健康診査

母子保健法第12条に基づいて実施。従事する歯科医師は（一社）仙台歯科医師会に委託している。

3歳児歯科健康診査実施状況（令和6年度実績）

（単位：人、本、％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者		7,448	1,388	543	1,346	976	1,890	13	1,292
受診者		7,269	1,321	537	1,302	965	1,864	13	1,267
むし歯のない者		6,686	1,208	500	1,189	884	1,721	12	1,172
むし歯のある者	計	583	113	37	113	81	143	1	95
	A型	430	86	24	80	62	109	1	68
	B型	131	24	13	25	19	27	0	23
	C1型	5	1	0	2	0	1	0	1
	C2型	17	2	0	6	0	6	0	3
	有病者率	8.02	8.6	6.9	8.7	8.4	7.7	7.7	7.5
むし歯の数	計	1,835	353	129	381	209	445	1	317
	処置歯数	384	79	16	69	70	98	0	52
	未処置歯数	1,286	241	106	251	128	316	0	244
	フッ化ジアンミン銀	165	33	7	61	11	31	1	21
	1人平均むし歯数	0.25	0.27	0.24	0.29	0.22	0.24	0.08	0.25
不正咬合のある者	計	1,437	216	91	251	221	416	1	241
	a 反対咬合	413	80	23	69	63	100	1	77
	b 上顎前突	179	33	4	18	25	72	0	27
	c 過蓋咬合	291	31	18	53	42	96	0	51
	d 開咬	223	34	22	36	36	53	0	42
	e 叢生	117	19	5	24	26	30	0	13
	f 正中離開	3	1	0	0	0	2	0	0
	g 切端咬合	107	14	13	27	16	24	0	13
	h 交叉咬合	104	4	6	24	13	39	0	18
口腔軟組織疾患のある者	計	367	69	17	75	30	151	0	25
	L型	367	69	17	75	30	151	0	25
	S型	0	0	0	0	0	0	0	0
その他異常のある者		1,141	208	71	160	184	329	1	188

（資料：健康政策課）

【参考】

O1：むし歯がなく、口腔環境が良い者 O2：口腔環境が悪く、むし歯になるおそれのある者
A：奥歯または上前歯にむし歯 B：奥歯と上前歯にむし歯 C1：下前歯がむし歯 C2：下前歯とその他にむし歯
a：反対咬合（下顎前突） b：上顎前突 c：過蓋咬合 d：開咬 e：叢生 f：正中離開 g：切端咬合 h：交叉咬合
L：局所的原因による S：全身的原因による

⑩ フッ化物洗口導入支援事業

平成16年度から幼児期のむし歯を予防するため、フッ化物洗口の導入を希望する市内幼稚園・保育所が円滑に実施できるよう技術支援や必要物品の提供を行う支援事業を実施している。

フッ化物洗口実施状況（令和6年度実績）

（単位：施設）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
		実施施設数	174	180	181	33	13	43	26	37	2
内訳	公立保育所	33	32	31	5	2	6	5	8	1	4
	私立保育所	70	69	61	13	7	13	8	14	-	6
	私立幼稚園	18	18	18	4	1	7	1	3	-	2
	公立幼稚園	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
	認定こども園	52	60	70	11	3	17	12	12	-	15

（資料：健康政策課）

(2) 成人歯科保健事業

①20歳のデンタルケア

20歳の市民を対象とした仙台市独自の事業として、平成15年度より開始。健康増進法の対象年齢拡大に伴い、令和6年度より歯周病検診同様に健康増進法19条の2に基づく実施となる。歯周病予防のためのセルフケア能力の向上の支援を行い、「かかりつけ歯科医」による継続管理を目的とした受診を普及啓発する。

20歳のデンタルケア受診状況・結果（令和6年度実績）

（単位：人，％）

	計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者	10,676	2,608	779	1,865	1,290	2,132	49	1,953
受診者	1,225	257	99	189	167	279	2	232
異常認めず	8	2	0	0	1	0	0	5
要指導者	396	75	30	50	67	94	0	80
要精検者	821	180	69	139	99	185	2	147
受診率	11.5	9.9	12.7	10.1	12.9	13.1	4.1	11.9

〈資料：健康政策課〉

②歯周病検診

健康増進法19条の2に基づく健康診査の一環として実施している。（2）（3）健康診査②歯周病検診 参照）

③ハローフロスプロジェクト

青年期からの歯周病予防対策を強化するため、東北大学歯学部学生の企画を仙台歯科医師会、東北大学大学院歯学研究科、仙台市が後押しする「ハローフロスプロジェクト」を令和5年3月より開始している。大学生等を対象とした歯や口の健康に関する意識や行動調査結果をもとに、デンタルフロスによるセルフケアの実践を支援するための啓発媒体を作成し、大学や専門学校、職域において健康教育を実施している。

ハローフロスプロジェクト実施状況（令和6年度実績）

（単位：回，人）

	計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	本庁
開催回数	119	18	1	24	24	13	0	25	14
参加者数	9,917	119	4	222	704	186	0	232	8,450

〈資料：健康政策課〉

④各種教室、地域における歯科健康教育、健康相談

生活習慣病予防教室をはじめとする各種教室や地域における健康講座等において、歯周病予防を中心とした健康教育・保健指導、健康相談等を実施している。

各種教室、地域における歯科健康教育、生活習慣病予防相談等実施状況（令和6年度実績）

（単位：回，人）

	計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
開設回数	80	11	14	12	8	10	5	20
参加者数	1,438	77	335	144	112	283	89	398

〈資料：健康政策課〉

(3) 障害児(者)施設歯科保健指導

心身障害児施設で年2回の歯科健診、保健指導を実施している。また、希望する障害者施設で歯科健康教育を実施している。

(4) 被災者への歯科保健活動

復興公営住宅の入居者等の被災者に対し、歯科健康教育等を継続して行うとともに、被災された方の状況に応じた歯科疾患予防の啓発活動を実施することとしている。

(5) 普及・啓発事業

①歯と口の健康週間 ②歯と口腔の健康づくり月間 ③地区健康まつり、健康増進月間行事等

歯や口の健康に関する正しい知識の普及啓発と、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、市民の健康の保持増進に寄与することを目的に、6月の歯と口の健康週間、11月の歯と口腔の健康づくり月間等に、歯科講話、相談、パネル展示等を実施している。

普及・啓発事業実施状況（令和6年度実績）

（単位：人）

	計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	本庁
参加者数	37,491	3,880	2,236	7,001	4,358	2,741	648	7,911	8,716

〈資料：健康政策課〉

4 栄養改善

(1) 給食施設指導

特定多数人に継続的に食事を提供する給食施設に対し、喫食者の健康増進・生活習慣病予防及び栄養改善の見地から、必要な支援及び指導を各保健所支所が実施している。

また、食品の生産・加工等の技術革新、流通機構の変化に伴い、給食施設における栄養・衛生管理のあり方も変化しており、施設における給食効果が十分発揮される食事の提供と、給食担当者の栄養・衛生に関する知識、技術の向上・改善を図るための指導を積極的に行っている。

給食施設数（各年度末現在）

（単位：施設）

	総 数			特定給食施設		その他の給食施設		
	計	栄養士の いる施設	栄養士の いない施設	栄養士の いる施設	栄養士の いない施設	栄養士の いる施設	栄養士の いない施設	
令和4年度	661	552	109	316	40	236	69	
令和5年度	666	557	109	316	38	241	71	
令和6年度	672	563	109	323	42	240	67	
青葉	182	154	28	94	16	60	12	
宮城野	135	111	24	67	13	44	11	
若林	83	67	16	35	4	32	12	
太白	155	132	23	79	3	53	20	
泉	117	99	18	48	6	51	12	
施設種別内訳	学校	102	96	6	93	6	3	0
	病院	54	54	0	44	0	10	0
	介護老人保健施設	35	35	0	32	0	3	0
	老人福祉施設	74	74	0	41	0	33	0
	児童福祉施設	235	231	4	85	1	146	3
	社会福祉施設	23	22	1	5	0	17	1
	事業所	34	10	24	6	12	4	12
	寄宿舎	51	10	41	6	17	4	24
	矯正施設	1	1	0	1	0	0	0
	自衛隊	2	2	0	2	0	0	0
	その他	61	28	33	8	6	20	27

〈資料：健康政策課〉

① 集団指導

給食の改善・向上に反映されるようなテーマを設定し、管内給食関係者向け研修会や全市施設を対象とした事例発表研修会を開催している。全市研修会は給食施設関係者の参加しやすさにも配慮し、令和4年度よりオンライン形式又はハイブリット形式で開催している。

給食施設集団指導実施状況（各年度末現在）

	開催回数（回）			被指導施設数（施設）		
	計	区主催	市主催	計	特定給食 施設	その他の 給食施設
令和4年度	6	5	1	379	185	194
令和5年度	6	5	1	370	184	186
令和6年度	6	5	1	332	173	159
青葉		1		95	52	43
宮城野		1		60	35	25
若林		1		29	10	19
太白		1		80	45	35
泉		1		68	31	37

〈資料：健康政策課〉

②個別指導

給食施設において、対象や個人に見合った食事の提供や栄養教育等、適切な栄養管理がなされるように、巡回指導により施設の給食管理状況について把握し、実状に沿った指導・助言を行うほか、来所や電話等による相談・指導を実施している。

給食施設個別指導実施状況（各年度末現在）

	総 数		施設の種別内訳				
			特定給食施設		その他の給食施設		
	指導・助言の件数 (件)	うち 巡回指導	指導・助言の件数 (件)		指導・助言の件数 (件)		
			うち 巡回指導		うち 巡回指導		
令和4年度	107	102	47	45	60	57	
令和5年度	166	153	81	72	85	81	
令和6年度	131	129	66	66	65	63	
施設種別内訳	青葉	30	30	18	18	12	12
	宮城野	34	33	16	16	18	17
	若林	20	20	9	9	11	11
	太白	20	19	12	12	8	7
	泉	27	27	11	11	16	16
	学校	9	9	9	9	0	0
	病院	17	17	13	13	4	4
	介護老人保健施設	7	7	6	6	1	1
	老人福祉施設	14	13	7	7	7	6
	児童福祉施設	45	44	18	18	27	26
	社会福祉施設	4	4	0	0	4	4
	事業所	5	5	3	3	2	2
寄宿舍	18	18	6	6	12	12	
矯正施設	1	1	1	1	0	0	
自衛隊	2	2	2	2	0	0	
その他	9	9	1	1	8	8	

〈資料：健康政策課〉

③給食施設等の喫食者への健康教育

喫食者への健康教育については、給食の提供と一体的で効果的な指導方法を施設にアドバイスし、市民の健康づくりを推進している。

(2) 国民健康・栄養調査

この調査は、健康増進法に基づき国が実施するもので、国民の身体状況調査及び食生活状況を含む栄養摂取状況を把握して、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るためのものである。令和6年度は大規模調査年となっており、令和2年の国勢調査の一般調査地区から無作為に抽出した世帯及び世帯員を調査対象として調査を行い、全国の代表値を把握するほか、健康日本21（第三次）の指標に関する地域ごとの把握、比較分析を行い、健康づくり施策を展開するための資料とするために実施した。

令和6年度 調査実施世帯数 62世帯、調査人数 104人

(3) 食品表示法（保健事項）及び健康増進法第65条に係る相談・指導

食品の表示や広告について、製造、販売する事業者を対象とし、食品表示法に係る栄養成分表示等保健事項に関する事及び健康増進法第65条に係る食品の虚偽誇大広告の禁止に関する事について相談・指導を行っている。食品を購入する際に参考となる栄養成分表示等が適切になされるように、また、著しく事実に相違する内容や、市民の誤認を招くような広告を行わないように指導するものである。

食品関連事業者に向けて、食品表示基準に基づく表示について周知を図り、随時相談に対応するほか、食品販売業者を中心に監視を行い、適正表示が徹底されるよう指導している。一方、市民に向けては、健康教育等の中で食品購入時の栄養成分表示等の活用のしかたについての啓発を行っている。

令和6年度 事業者に対する相談・指導件数 延 161件

（内訳 ①食品表示法に基づくもの 延 88件 ②健康増進法に基づくもの 延 73件）

市民への啓発 41回 延 1,333人

5 保健師活動（公衆衛生看護活動）

保健師活動（公衆衛生看護活動）は、乳児から高齢者まであらゆる年齢層、あらゆる健康状態にある全ての住民を対象に、生活の中の健康課題に対して総合的、継続的に働きかけるものである。また、地域の健康水準を高めるため、個々の健康問題を集約し、地域の健康課題を明らかにし、予防的視点で対策まで結びつける役割がある。

平成13年4月の区保健福祉センターの組織改正により、保健師は管理課、家庭健康課、障害高齢課の3課5係に配置された。社会情勢に対応した、住民の高度化するニーズに即した活動が求められ、担当業務を中心とした業務分担制の中で活動を展開し、同時に地区担当保健師として、地域の特性に応じた公衆衛生看護活動を展開してきた。令和元年4月、区保健福祉センターの組織改正に伴い、障害高齢課に地域支援係が新設され、保健師が配置された。それぞれの課の保健師が地区を担当し、部署横断的に連携しながら総合的に地区の特性を捉え、地区における健康課題を把握し解決を図るための地区保健活動を3課で進めている。

平成23年3月の東日本大震災における被災者に対し、発災当日から心身両面の健康支援を行っている。震災から14年が経過したが、環境の変化による受診中断や、ストレスによる精神面の悪化、閉じこもりや外出自粛による身体活動量の低下等が懸念される。平成24年度から令和2年度までは、宮城県が県内被災者を対象に健康調査を実施し、本市においても要支援者に対し支援を継続してきた。被災者健康調査の結果から、全体的に心に不安を抱える人の割合が高いことから、令和3年度より本市独自で健康調査を継続している。引き続き関係機関と連携し、心のケアや孤立防止、生活習慣病予防等に継続的に取り組む必要がある。

6 公衆衛生関係実習及び医師・歯科医師地域保健研修

公衆衛生関係の実習生、研修医・研修歯科医を受け入れ、公衆衛生行政及び地域保健事業について指導を行っている。

実習及び研修受入状況（令和6年度実績）

（単位：人）

種 別	病 院 ・ 学 校 名 （ 実 人 数 ）
医師・医学部学生 歯科医師・歯学部学生 保健師・看護師	東北大学病院（1）、獨協医科大学（3）、仙台赤十字病院（6）、東北公済病院（2） 東北大学病院（53）、東北大学（28） 自衛隊仙台病院准看護学院（26）、仙台徳洲看護専門学校（14）、東北福祉大学（10）、 東北大学大学院医学系研究科（6）、宮城大学（35）
助産師	仙台医療センター附属仙台看護助産学校（25）
管理栄養士	東北生活文化大学（13）、仙台白百合女子大学（27）、宮城学院女子大学（33）、 尚綱学院大学（27）
歯科衛生士	東北保健医療専門学校（9）、専門学校仙台総合医療大学校（10）

〈資料：保健管理課〉

7 健康増進センター

(1) 設置目的

市民に健康増進の場を提供し、健康増進に関する研究、指導、啓発等の事業を行うとともに、市民の積極的な健康増進活動に資するために設置された。

(2) 事業内容

生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害者の健康づくりの3つの事業を中心に、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行っている。

① 生活習慣病予防

（メタボリックシンドローム予防教室、ヘルスアップセミナー、ロコモティブシンドローム予防講座、栄養講座）

② 高齢者の介護予防

（高齢者運動教室、虚弱高齢者運動教室）

③ 障害者の健康づくり

（健康づくり教室、健康づくり支援）

④ 健康づくり支援プラン

（健康度測定の実施、健康づくり支援プラン作成、継続支援教室）

⑤ 人材育成・調査研究

（指導者の育成、運動サポーターの養成）

⑥ 各種出前講座

(3) 施設の概要

所在地 仙台市泉区泉中央二丁目24番地の1 開館 平成4年9月
敷地 6,366.36㎡ 建物 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階 5,467.22㎡

(4) 運営管理

公益財団法人 仙台市健康福祉事業団の指定管理による運営管理

(5) 令和6年度実績

(単位：回，人)

	実施回数	利用人数	うち障害者数
① 生活習慣病予防	178	2,538	34
② 高齢者の介護予防	358	6,647	269
③ 障害者の健康づくり	384	6,519	6,519
④ 健康づくり支援プラン	701	823	325
⑤ 人材育成・調査研究	99	585	0
⑥ 各種出前講座	18	412	75
その他 一般利用など	101	6,685	1,687
合計	1,839	24,209	8,909

〈資料：健康政策課〉

8 保健センター

(1) 設置目的・概要

保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とした施設であり、市町村において設置できるとされている（地域保健法第18条）。本市においては、下記(2)のとおり市内8か所に保健センターを設置している（仙台市保健所及び保健センター条例第2条の2）。健康福祉局は、保健センターの取得・処分を所管し、各区保健福祉センターは、保健センターの管理・事業の運営を所管している。

(2) 各保健センターについて

仙台市宮城保健センター			
住所地	仙台市青葉区下愛子字観音堂29番地	面積	684.67㎡
構造	RC2F	併設施設	なし
開設日	昭和55年4月1日	令和6年度 来館者数	11,505人

仙台市岩切保健センター			
住所地	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2	面積	582.08㎡
構造	RC3F（うち2階フロアの一部）	併設施設	岩切市民センター，岩切老人憩の家， 岩切コミュニティ防災センター，岩切証明発行センター
開設日	昭和56年12月26日	令和6年度 来館者数	2,101人

仙台市六郷保健センター			
住所地	仙台市若林区今泉一丁目3番19号	面積	589.95㎡
構造	RC3F（うち3階フロアの一部）	併設施設	六郷市民センター，六郷児童館，六郷証明発行センター
開設日	昭和56年12月1日	令和6年度 来館者数	1,402人

仙台市七郷保健センター			
住所地	仙台市若林区荒井三丁目7番地の2	面積	432.85㎡
構造	RC2F（うち2階フロアの一部）	併設施設	七郷市民センター，七郷児童館，七郷証明発行センター
開設日	昭和58年4月1日	令和6年度 来館者数	2,364人

仙台市生出保健センター			
住所地	仙台市太白区茂庭二丁目8番地の1	面積	518,47㎡
構造	RC2F（うち1階フロアの一部）	併設施設	生出診療所，生出市民センター
開設日	昭和55年5月1日	令和6年度 来館者数	1,260人

仙台市東中田保健センター			
住所地	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地	面積	461,80㎡
構造	RC2F（うち1階フロアの一部）	併設施設	東中田市民センター，東中田児童館
開設日	平成元年4月1日	令和6年度 来館者数	1,371人

仙台市根白石保健センター			
住所地	仙台市泉区根白石字杉下前18番地の2	面積	405.91㎡
構造	RC2F（うち1階フロアの一部）	併設施設	根白石温水プール，根白石老人憩の家
開設日	平成3年4月1日	令和6年度 来館者数	1,628人

仙台市高砂保健センター			
住所地	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9	面積	344.02㎡
構造	RC2F（うち1階フロアの一部）	併設施設	高砂市民センター，高砂児童館，高砂老人福祉センター，高砂コミュニティ防災センター，地域包括支援センター
開設日	平成6年4月1日	令和6年度 来館者数	3,856人

〈資料：保健管理課〉

§ 2 疾病対策

1 結核対策

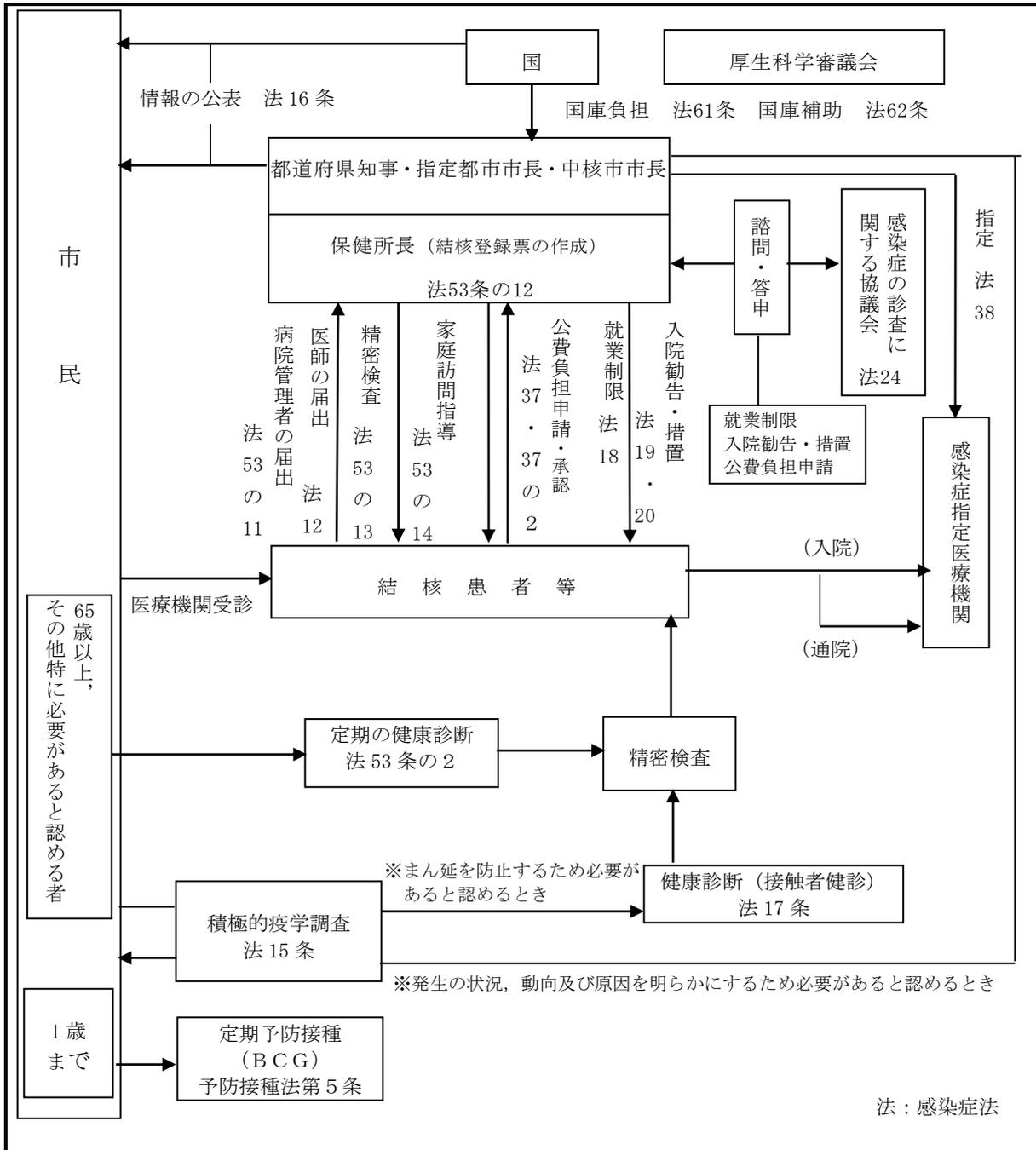
わが国の結核罹患率は、昭和40年代以降着実に減少してきたが、近年では、罹患状況の改善のスピードが鈍化する傾向がみられている。なお、近年の新登録患者の傾向として、65歳以上の高齢者が多い。

結核対策は、昭和26年制定の結核予防法により施策が展開されてきたが、平成16年、結核予防法の一部改正（乳幼児へBCG直接接種の導入、定期及び定期外健診対象者の見直し、結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進等）が行われ、平成17年4月に施行された。さらに、平成19年には、結核予防法が廃止となり、結核対策は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に統合（定期予防（BCG）接種は予防接種法に移行）された。

また、平成19年6月からは、結核の無症状病原体保有者のうち医療が必要と認められる場合（従来の予防投薬）は、潜在性結核感染症として感染症法第12条による結核患者としての届出対象となった。

本市においても、改正感染症法等に基づく結核対策を推進しており、定期の健康診断並びに結核患者との接触者等を対象とした健康診断（接触者健診）を始めとする諸施策を実施している。

結核対策の体系



(1) 定期の健康診断

感染症法第 53 条の 2 の規定に基づき、結核患者の早期発見・早期治療を目的とした定期の健康診断を実施した者は、同法第 53 条の 7 の規定により、その結果を管轄の保健所長に報告することが義務付けられている。また、法第 60 条に基づき、本市は学校又は施設の設置者が健康診断実施のために支弁した費用のうち 3 分の 2 を補助している。

実施義務者	対象者	実施回数
1 事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設において業務に従事する者	毎年度 1 回
2 学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度において 1 回
3 施設の長	刑事施設に収容されている者	20 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回
	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設に入所している者	65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回
4 市町村長	上記 1～3 の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く）	65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回
	市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発生率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期において市町村が定める回数

定期の健康診断実施状況（仙台市実施分）

（単位：人）

		計	青葉	宮城野	若林	太白	泉
受診者数	令和 4 年度	54,275	14,233	7,624	5,988	12,220	14,210
	令和 5 年度	54,619	14,758	7,652	5,926	12,112	14,171
	令和 6 年度	55,264	14,898	7,780	6,035	12,033	14,517
	X線撮影(デジタル)	55,263	14,898	7,780	6,035	12,033	14,517
	65 歳以上	53,750	13,728	7,459	6,029	12,024	14,510
	日本語学校留学生	1,418	1,112	306	0	0	0
	ホームレス	95	58	15	6	9	7
	喀痰検査	16	12	4	0	0	0
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0
	日本語学校留学生	16	12	4	0	0	0
ホームレス	0	0	0	0	0	0	
健診結果	結核患者	5	4	1	0	0	0
	要経過観察者	16	5	2	3	4	2

※喀痰検査は、結核菌検査について計上(肺がん細胞診は除外)

〈資料：感染症対策課〉

私立学校等の結核定期健康診断に係る費用の助成実施状況（令和 6 年度実績）

施設等区分	対象施設数	申請施設数	受診者(人)	補助金交付額(円)
大学	9	5	4,855	3,411,799
短期大学	4	2	555	504,826
高校	13	9	2,393	2,108,867
専修学校	55	36	5,312	4,367,071
各種学校	8	3	441	469,083
高等支援学校	2	1	32	17,066
福祉施設	108	84	4,682	5,390,279
計	199	140	18,270	16,268,991

〈資料：感染症対策課〉

(2) 健康診断（接触者健診）

感染症法第 17 条の規定に基づき、結核感染者の早期発見・早期治療と発病予防及び感染源の探求を目的として、感染性の結核患者と接触した者等を対象として健康診断を行う。

健康診断（接触者健診）実施状況 (単位：人)

		計	青葉	宮城野	若林	太白	泉
受診者数 ※	令和4年度	373	173	21	32	29	118
	令和5年度	901	266	96	94	235	210
	令和6年度	984	375	107	122	211	169
	検査項目						
	ツベルクリン反応検査	3	1	0	0	2	0
	I G R A 検査	899	357	87	121	214	120
	X線撮影	186	38	20	2	67	59
健診結果	結核患者	3	1	0	0	2	0
	潜在性結核感染症と診断されたもの	17	6	1	2	4	4
	結核発病の恐れがあると診断されたもの	9	3	0	0	0	6

※受診者数は仙台市実施分

〈資料：感染症対策課〉

(3) 結核医療

感染症法第 37 条及び第 37 条の 2 の規定により、結核患者の医療費負担の軽減を図る制度である。法第 37 条の入院患者の医療費は全額（収入により一部自己負担となる場合がある）、法第 37 条の 2 の外来治療患者の医療費は 95%を公費で負担することができる。

結核医療費支払状況（令和6年度実績）

区分	延件数	金額
法 37 条	68 件	6,590,259 円
法 37 条の 2	723 件	1,523,118 円

〈資料：感染症対策課〉

(4) 結核登録票（結核患者の登録）

結核患者と診断されて届出された者、結核の治療が必要ないと認められてから 2 年以内の者、または結核再発の恐れが著しいと認められた者を当該管轄地域の保健所において登録する。保健所長は、感染症法第 53 条の 12 の規定により結核登録票を備え、当該結核患者等に関する必要事項を記録する。

新登録患者、年末時活動性結核登録者 (単位：人，%)

			仙台市	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城県 (仙台市を除く)	全国
新登録患者	実数	令和4年	65	23	10	11	9	12	62	10,235
		令和5年	51	11	8	7	12	13	66	10,096
		令和6年	65	22	11	12	12	8	65	10,051
	罹患率	令和4年	5.9	7.3	5.1	7.7	3.8	5.7	5.3	8.2
		令和5年	4.6	3.5	4.1	4.9	5.1	6.2	5.7	8.1
		令和6年	5.9	7.0	5.7	8.4	5.1	3.9	5.6	8.1
年末時活動性結核登録者	実数	令和4年	41	17	5	7	5	7	28	6,782
		令和5年	35	9	7	5	8	6	33	6,794
		令和6年	44	17	4	9	10	4	34	6,712
	有病率	令和4年	3.7	5.4	2.6	4.9	2.1	3.3	2.4	5.4
		令和5年	3.2	2.9	3.6	3.5	3.4	2.9	2.8	5.5
		令和6年	4.0	5.4	2.1	6.3	4.2	1.9	3.0	5.4

※罹患率及び有病率は、人口10万対（各年10月1日現在推計人口）

〈資料：感染症対策課〉

※令和6年の各数値は、結核登録者情報調査年報（令和7年7月2日現在）による概数

結核死亡者 (単位：人，%)

			仙台市	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城県	全国
結核死亡者	実数	令和3年	10	3	2	2	1	2	21	1,845
		令和4年	10	3	1	3	1	2	26	1,664
		令和5年	8	3	1	2	0	2	20	1,587
	死亡率	令和3年	0.9	1.0	1.0	1.4	0.4	1.0	0.9	1.5
		令和4年	0.9	1.0	0.5	2.1	0.4	1.0	1.1	1.3
		令和5年	0.7	1.0	0.5	1.4	0	1.0	0.9	1.3

※結核死亡者数は、人口動態統計による

〈資料：感染症対策課〉

※死亡率は、人口10万対（各年10月1日現在推計人口）

新登録患者数-出生国別

(単位：人)

		活動性結核						(別掲)潜在性結核感染症					
		計	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計	青葉	宮城野	若林	太白	泉
令和4年	日本生まれ	58	20	10	10	6	12	42	16	8	8	6	4
	外国生まれ	5	3	0	1	1	0	2	1	0	0	1	0
	不明	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	計	65	23	10	11	9	12	44	17	8	8	7	4
令和5年	日本生まれ	36	6	5	4	9	12	34	10	6	3	5	10
	外国生まれ	12	4	3	3	1	1	7	5	1	0	1	0
	不明	3	1	0	0	2	0	3	1	0	0	1	1
	計	51	11	8	7	12	13	44	16	7	3	7	11
令和6年	日本生まれ	47	11	10	11	9	6	41	7	4	11	10	9
	割合(%)	72.3	16.9	15.4	16.9	13.8	9.2	85.4	14.6	8.3	22.9	20.8	18.8
	外国生まれ	16	11	1	1	2	1	6	3	0	0	1	2
	割合(%)	24.6	16.9	1.5	1.5	3.1	1.5	12.5	6.3	0	0	2.1	4.2
	不明	2	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
	割合(%)	3.1	0	0	0	1.5	1.5	2.1	2.1	0	0	0	0
	計	65	22	11	12	12	8	48	11	4	11	11	11
割合(%)	100	33.8	16.9	18.5	18.5	12.3	100	22.9	8.3	22.9	22.9	22.9	

〈資料：感染症対策課〉

新登録患者数 - 活動性分類・年齢階級別

(単位：人)

		総数	年齢階級別 (歳)									
			0 5 4	5 9	10 14	15 19	20 29	30 39	40 49	50 59	60 69	70 79
総数	令和4年	65	0	0	0	0	4	3	6	6	7	39
	令和5年	51	0	0	0	0	8	4	3	4	3	29
	令和6年	65	1	0	0	1	12	3	3	4	1	40
	青葉	22	0	0	0	1	9	1	1	1	1	8
	宮城	11	0	0	0	0	1	0	0	1	0	9
	野田	12	0	0	0	0	0	0	1	2	0	9
	林白	12	1	0	0	0	2	1	0	0	0	8
泉	8	0	0	0	0	0	1	1	0	0	6	
	計	52	0	0	0	1	11	3	3	3	1	30
肺結核活動性	喀痰塗抹陽性	計	19	0	0	0	0	2	2	0	0	15
	青葉	6	0	0	0	0	1	1	0	0	4	
	宮城	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	野田	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	林白	6	0	0	0	1	1	0	0	0	4	
	泉	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	24	0	0	0	1	6	1	1	1	1	13
その他結核菌陽性	青葉	9	0	0	0	1	5	0	0	0	2	
宮城	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	
野田	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	
林白	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
泉	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
計	9	0	0	0	0	3	0	2	2	0	2	
菌陰性・その他	青葉	4	0	0	0	0	2	0	1	1	0	
宮城	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
野田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
林白	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
泉	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
計	13	1	0	0	0	1	0	0	1	0	10	
肺外結核活動性	青葉	3	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
	宮城	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	野田	6	0	0	0	0	0	0	1	0	5	
	林白	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	泉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	48	2	0	0	1	6	5	3	8	2	21	
(別掲)潜在性結核感染症*治療中	青葉	11	1	0	0	1	3	0	1	0	5	
	宮城	4	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
	野田	11	0	0	0	1	2	0	1	1	6	
	林白	11	0	0	0	0	1	1	1	3	4	
	泉	11	1	0	0	0	1	2	0	3	4	

〈資料：感染症対策課〉

年末時結核登録患者数 - 活動性分類・受療状況別

(単位：人)

	総数	肺結核活動性				肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	(別掲) 潜在性結核感染症 [治療中・観察中]
		計	登録時喀痰塗抹性	登録時結核陽性	登録時他菌性				
令和4年	156	32	23	6	3	9	77	38	78
令和5年	123	27	6	15	6	8	68	20	61
令和6年	134	35	12	16	7	9	69	21	59
入院外医療なし不明	10	8	7	1	0	2	0	0	0
青葉	33	25	5	13	7	7	0	1	30
入院外医療なし不明	88	2	0	2	0	0	69	17	28
青葉	3	0	0	0	0	0	0	3	1
青葉	48	15	4	8	3	2	26	5	13
入院外医療なし不明	5	4	4	0	0	1	0	0	0
青葉	10	9	0	6	3	1	0	0	9
入院外医療なし不明	33	2	0	2	0	0	26	5	4
青葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城野	20	3	1	1	1	1	13	3	6
入院外医療なし不明	2	1	1	0	0	1	0	0	0
宮城野	2	2	0	1	1	0	0	0	2
入院外医療なし不明	16	0	0	0	0	0	13	3	4
宮城野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若林	19	4	0	4	0	5	10	0	12
入院外医療なし不明	1	1	0	1	0	0	0	0	0
若林	8	3	0	3	0	5	0	0	6
入院外医療なし不明	10	0	0	0	0	0	10	0	6
若林	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太白	23	9	5	2	2	1	8	5	11
入院外医療なし不明	1	1	1	0	0	0	0	0	0
太白	9	8	4	2	2	1	0	0	8
入院外医療なし不明	13	0	0	0	0	0	8	5	2
太白	0	0	0	0	0	0	0	0	1
泉	24	4	2	1	1	0	12	8	17
入院外医療なし不明	1	1	1	0	0	0	0	0	0
泉	4	3	1	1	1	0	0	1	5
入院外医療なし不明	16	0	0	0	0	0	12	4	12
泉	3	0	0	0	0	0	0	3	0

*他疾患による入院を含む

〈資料：感染症対策課〉

年内登録除外者数

(単位：人)

	総数	観察不要	死亡		転出	登録中の再登録	その他
			結核	その他			
令和4年	189	124	11	29	8	1	16
令和5年	158	110	7	21	8	2	10
令和6年	116	80	2	21	9	0	4

〈資料：感染症対策課〉

(5) 家庭訪問指導

感染症法第53条の14の規定に基づき、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等が結核登録票に記載されている者の家庭を訪問し、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行う。

家庭訪問指導実施状況

(単位：人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問指導	実人員	131	163	158
	(再掲)DOTS	110	114	141
	延人員	487	727	664
	(再掲)DOTS	455	560	625

※DOTS (Directly Observed Treatment, Short-course) 〈資料：感染症対策課〉
直接服薬確認療法。結核患者に対して、保健所の保健師等が処方された薬剤の確実な服用を指導すること。

2 感染症対策

感染症法では、感染症の感染力と感染した場合の重篤性等を考慮し、1類～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、疑似症、指定感染症といった感染症類型を定め、類型に応じた必要な行動制限等を規定している。

令和2年2月1日に指定感染症に指定されていた新型コロナウイルス感染症は、令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症に分類が変更され、令和5年5月8日より5類定点把握対象疾病に分類が変更された。令和7年4月7日より急性呼吸器感染症が新たに5類定点把握対象疾病に追加された。

感染症法の対象となる感染症の類型と定義（令和7年4月7日現在）

1類感染症	2類感染症	3類感染症	4類感染症	5類感染症 (全数把握対象)	5類感染症 (定点把握対象)
1 エボラ出血熱 2 クリミア・コンゴ出血熱 3 痘そう 4 南米出血熱 5 ペスト 6 マールブルグ病 7 ラッサ熱	1 急性灰白髄炎 2 結核 3 ジフテリア 4 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロनावirus であるものに限る。) 5 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロनावirus であるものに限る。) 6 鳥インフルエンザ (H5N1) 7 鳥インフルエンザ (H7N9)	1 コレラ 2 細菌性赤痢 3 腸管出血性大腸菌感染症 4 腸チフス 5 パラチフス	1 E型肝炎 2 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む) 3 A型肝炎 4 エキノコックス症 5 エムポックス 6 黄熱 7 オウム病 8 オムスク出血熱 9 回帰熱 10 キヤサヌル森林病 11 Q熱 12 狂犬病 13 コクシジオイデス症 14 ジカウイルス感染症 15 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。) 16 腎症候性出血熱 17 西部ウマ脳炎 18 ダニ媒介脳炎 19 炭疽 20 チクングニア熱 21 つつが虫病 22 デング熱 23 東部ウマ脳炎 24 鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く) 25 ニパウイルス感染症 26 日本紅斑熱 27 日本脳炎 28 ハンタウイルス肺症候群 29 Bウイルス病 30 鼻疽 31 ブルセラ症 32 ベネズエラウマ脳炎 33 ヘンドラウイルス感染症 34 発しんチフス 35 ボツリヌス症 36 マラリア 37 野兔病 38 ライム病 39 リッサウイルス感染症 40 リフトバレー熱 41 類鼻疽 42 レジオネラ症 43 レプトスピラ症 44 ロッキー山紅斑熱	1 アメーバ赤痢 2 ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。) 3 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 4 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。) 5 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。) 6 クリプトスポリジウム症 7 クロイツフェルト・ヤコブ病 8 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 9 後天性免疫不全症候群 10 ジアルジア症 11 侵襲性インフルエンザ菌感染症 12 侵襲性髄膜炎菌感染症 13 侵襲性肺炎球菌感染症 14 水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。) 15 先天性風しん症候群 16 梅毒 17 播種性クリプトコックス症 18 破傷風 19 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 20 バンコマイシン耐性腸球菌感染症 21 百日咳 22 風しん 23 麻しん 24 薬剤耐性アシネトバクター感染症	1 RSウイルス感染症 2 咽頭結膜熱 3 インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 4 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 5 感染性胃腸炎 6 急性呼吸器感染症 7 急性出血性結膜炎 8 クラミジア肺炎 (オウム病を除く) 9 細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く) 10 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して, 人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) 11 水痘 12 性器クラミジア感染症 13 性器ヘルペスウイルス感染症 14 尖圭コンジローマ 15 手足口病 16 伝染性紅斑 17 突発性発しん 18 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 19 ヘルパンギーナ 20 マイコプラズマ肺炎 21 無菌性髄膜炎 22 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 23 薬剤耐性緑膿菌感染症 24 流行性角結膜炎 25 流行性耳下腺炎 26 淋菌感染症
<p>○新型インフルエンザ等感染症</p> <p>1 新型インフルエンザ 2 再興型インフルエンザ 3 新型コロナウイルス感染症 4 再興型コロナウイルス感染症</p> <p>※1～4の感染症に係る定義詳細については、感染症法第6条第7項のとおり</p> <p>【届出対象者】患者・疑似症患者・無症状病原体保有者</p> <p>【保健所への届出期限】診断後直ちに</p>					

(1) 感染症発生時の対応（保健所）

①届出の受理

感染症発生について医療機関から届出された場合には、受理後、患者への連絡、関係機関への通報・報告を行う。

②入院等の勧告・措置

必要に応じ、入院の勧告・措置や健康診断の実施などの措置を実施する。

③疫学調査

疫学調査を実施し、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにする。

④保健指導

必要に応じ、消毒等の防疫対応、健康診断の勧告、二次感染予防の指導等を行う。

(2) 感染症発生届出状況 ※結核については、1(4)結核登録票（結核患者の登録）参照

① 1類感染症発生届出状況 令和6年度発生なし

② 2類感染症発生届出状況（結核を除く） 令和6年度発生なし

③ 3類感染症発生届出状況

（単位：件）

	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症
令和4年度	0	1	0	0	37
令和5年度	0	0	0	0	26
令和6年度	0	0	0	0	41

（資料：感染症対策課）

④ 3類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）発生届出状況（令和6年度）

ア) 血清型／性／年齢別

（単位：人）

	総 数			血清型									
				O157		O26		O103		O111		その他	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	41(14)	18(5)	23(9)	13(3)	6(2)	1(0)	2(0)	2(1)	3(2)	1(0)	5(0)	1(1)	7(5)
0～9歳	5(0)	1(0)	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	3(0)	0(0)	1(0)
10～19歳	5(1)	1(0)	4(1)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	1(1)
20～29歳	11(5)	4(2)	7(3)	3(1)	3(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	3(2)
30～39歳	7(4)	4(1)	3(3)	4(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
40～49歳	5(3)	3(2)	2(1)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
50～59歳	3(1)	1(0)	2(1)	0(0)	1(1)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
60歳以上	5(0)	4(0)	1(0)	4(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※（ ）は、無症状病原体保有者数(再掲)

（資料：感染症対策課）

※同一人物より複数の血清型が検出された場合、該当する全ての血清型に計上

イ) 血清型／区／月別

（単位：人）

	O157					O26					O103					O111					その他				
	青葉	宮城野	若林	太白	泉	青葉	宮城野	若林	太白	泉	青葉	宮城野	若林	太白	泉	青葉	宮城野	若林	太白	泉	青葉	宮城野	若林	太白	泉
総数	7	2	0	7	3	1	1	0	0	1	1	0	1	1	2	0	2	0	4	0	0	4	2	1	1
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
6月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0
9月	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
10月	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
11月	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※同一人物より複数の血清型が検出された場合、該当する全ての血清型に計上

（資料：感染症対策課）

⑤ 4類感染症及び5類感染症（全数把握）発生届出状況（令和6年度）

4類感染症名	件数
E型肝炎	6
A型肝炎	2
デング熱	1
つつが虫病	5
レジオネラ症	29
マラリア	1
計	44

5類感染症名	件数
アメーバ赤痢	6
ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	3
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	33
クロイツフェルト・ヤコブ病	4
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1
急性弛緩性麻痺	1
急性脳炎	4
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	17
後天性免疫不全症候群	7
侵襲性インフルエンザ菌感染症	3
侵襲性肺炎球菌感染症	24
侵襲性髄膜炎菌感染症	1
水痘（入院例）	2
播種性クリプトコックス症	2
破傷風	2
梅毒	129
百日咳	8
麻しん	2
計	249

〈資料：感染症対策課〉

(3) 予防接種

仙台市予防接種実施計画に基づいて予防接種を実施している。

予防接種法に基づく定期接種として、五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、結核（BCG）、ヒブ、小児の肺炎球菌、HPV（子宮頸がん予防）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、高齢者インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、高齢者新型コロナウイルス、高齢者帯状疱疹の予防接種が医療機関での個別接種として実施されている。

なお、令和7年4月より、結核（BCG）の接種体制が集団接種から個別接種に移行しているほか、高齢者帯状疱疹が新たに定期接種の対象となった。また、HPVワクチンに係るキャッチアップ接種及び麻しん・風しん予防接種については、令和6年度中の各ワクチンの需給状況等により、一部の対象者が接種できなかったことから、HPVワクチンに係るキャッチアップ接種は、条件付きで令和8年3月末まで、麻しん・風しん予防接種については、令和9年3月末まで接種期間を延長することとされた。

また、現在、本市独自の任意接種への費用助成としておたふくかぜの予防接種費用助成事業を実施している（平成25年7月から）。

仙台市における予防接種の実施について（令和7年度）

	五種混合	四種・三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻疹・風しん	日本脳炎
対象者	1 期初回 ・ 2～90ヶ月 1 期追加 ・ 2～90ヶ月 (1 期初回終了後 6 月以上の間隔をおく)	1 期初回 ・ 2～90ヶ月 1 期追加 ・ 2～90ヶ月 (1 期初回終了後 6 月以上の間隔をおく)	2 期 ・ 11～13歳未満	初回 ・ 2～90ヶ月 追加 ・ 2～90ヶ月 (1 期初回終了後 6 月以上の間隔をおく)	1 期 ・ 12～24ヶ月 2 期 ・ 小学校入学前年度 風しん 5 期 ・ 昭和37年 4 月 2 日～ 昭和54年 4 月 1 日の間に 生まれた男性 ●令和 6 年度の対象者 及び風しん 5 期の対象 者のうち、期間内に予 防接種を受けられなか った方については、令 和 9 年 3 月末まで接種 期間を延長している。	1 期初回 ・ 6～90ヶ月 1 期追加 ・ 6～90ヶ月 2 期 ・ 9～13歳未満 ●特例対象あり
実施方法	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別
実 施 時 期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
実 施 場 所	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関
周 知 方 法	母子健康手帳 交付時等	ホームページ	学校を通じて 通知等	ホームページ	母子健康手帳交付時、 保育施設等を通じて通 知等	母子健康手帳 交付時等
費用負担	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料

	結核 (BCG)	ヒブ	小児の肺炎球菌	HPV (子宮頸がん予防)	水痘	B 型肝炎
対象者	・ 1 歳未満	・ 2ヶ月～5歳未 満	・ 2ヶ月～5歳未 満	・ 小学 6 年生～高校 1 年生に相当する年齢 (女子) ●キャッチアップ接種 等の対象者について は、令和 4～6 年度 の期間内に 1 回以上 HPV ワクチンを接種 した対象者に限り、 残りの接種を令和 8 年 3 月末まで延長す る経過措置あり。 ※15 歳に至るまでに、 9 価 HPV ワクチンに て接種を開始する場 合は、2 回接種で完 了も可能	・ 1～3 歳未満	・ 1 歳未満
実施方法	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別
実 施 時 期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
実 施 場 所	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関
周 知 方 法	母子健康手帳 交付時等	母子健康手帳 交付時等	母子健康手帳 交付時等	個別通知、 ホームページ等	母子健康手帳 交付時等	母子健康手帳 交付時等
費用負担	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料

	ロタウイルス	高齢者 インフルエンザ	高齢者の 肺炎球菌	高齢者 新型コロナ ウイルス	高齢者 带状疱疹	おたふくかぜ
対象者	1価ワクチン(2回) ・2ヶ月～24週 5価ワクチン(3回) ・2ヶ月～32週 (いずれも初回接種は生後14週6日までに接種し、2回目以降は27日以上の間隔をおく)	・65歳以上 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するもの	・65歳 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するもの	・65歳以上 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するもの	・65歳 ●令和7～11年度まで、各年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳※になるものに対する経過措置あり ・60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するもの ※令和7年度のみ100歳以上	・1～3歳未満
実施方法	個別	個別	個別	個別	個別	個別
実施時期	通年	10月～翌年1月(予定)	通年	10月～翌年1月(予定)	4月1日～翌年3月31日	通年
実施場所	予防接種登録医療機関	予防接種登録医療機関	予防接種登録医療機関	予防接種登録医療機関	予防接種登録医療機関	予防接種登録医療機関
周知方法	母子健康手帳交付時等	市政だより	市政だより、個別通知	市政だより	市政だより、個別通知	1歳6か月児健康診査案内時
費用負担	無料	1,500円(予定)	5,000円	8,000円	生ワクチン 5,000円 組換えワクチン 1回当たり11,000円	2,500円

〈資料：予防企画課〉

予防接種実施数 (令和6年度実績)

ア) 五種混合、二種混合

(単位：人)

	五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)					二種混合 (ジフテリア・破傷風)
	第1期初回			第1期	総数	
	1回目	2回目	3回目	追加		
青葉	1,194	1,126	1,050	460	3,830	1,213
宮総	364	334	299	50	1,047	614
宮城野	1,189	1,091	995	297	3,572	1,163
若林	847	772	693	273	2,585	852
太白	1,454	1,335	1,246	261	4,296	1,474
秋保	12	12	10	3	37	12
泉	937	842	764	129	2,672	1,398
計	5,997	5,512	5,057	1,473	18,039	6,726
(原発避難者)	2	2	2	0	6	3

※ () は再掲

〈資料：予防企画課〉

イ) 四種混合

(単位：人)

	四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）				
	第1期初回			第1期	総数
	1回目	2回目	3回目	追加	
青葉	18	110	233	919	1,280
宮総	18	44	89	427	578
宮城野	8	125	226	1,024	1,383
若林	10	68	149	751	978
太白	9	139	263	1,537	1,948
秋保	1	0	3	17	21
泉	70	146	248	1,147	1,611
計	134	632	1,211	5,822	7,799
(原発避難者)	0	0	0	1	1

※ () は再掲

〈資料：予防企画課〉

ウ) 三種混合，不活化ポリオ

(単位：人)

	三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）					不活化ポリオ				
	第1期初回			第1期	総数	第1期初回			第1期	総数
	1回目	2回目	3回目	追加		1回目	2回目	3回目	追加	
青葉	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2
宮総	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1
宮城野	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
若林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太白	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
計	0	0	1	7	8	1	0	0	2	3
(原発避難者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () は再掲

〈資料：予防企画課〉

エ) 麻しん・風しん，日本脳炎，結核（BCG）

(単位：人)

	麻しん・風しん		風しん	日本脳炎				結核 (BCG)	
	第1期	第2期	第5期	第1期初回		第1期	第2期		総数
				1回目	2回目	追加			
青葉	1,237	1,344	166	1,343	1,324	1,205	1,532	5,404	1,265
宮総	370	589	46	511	508	522	692	2,233	376
宮城野	1,144	1,265	121	1,286	1,256	1,243	1,309	5,094	1,207
若林	911	1,007	100	1,033	995	900	1,071	3,999	821
太白	1,547	1,750	199	1,747	1,714	1,708	1,850	7,019	1,521
秋保	15	17	4	14	9	20	15	58	12
泉	1,044	1,332	160	1,236	1,200	1,223	1,685	5,344	1,029
計	6,268	7,304	796	7,170	7,006	6,821	8,154	29,151	6,231
(原発避難者)	0	1	0	1	1	1	1	4	1

※ () は再掲

〈資料：予防企画課〉

オ) ヒブ, 小児の肺炎球菌

(単位: 人)

	ヒブ					小児の肺炎球菌				
	1回目	2回目	3回目	4回目	総数	1回目	2回目	3回目	4回目	総数
青葉	18	108	226	736	1,088	1,208	1,236	1,273	1,232	4,949
宮総	16	41	77	330	464	379	371	377	377	1,504
宮城野	9	125	222	818	1,174	1,199	1,217	1,214	1,158	4,788
若林	7	67	142	609	825	851	838	835	899	3,423
太白	6	140	259	1,278	1,683	1,459	1,477	1,507	1,555	5,998
秋保	1	0	3	12	16	12	12	14	16	54
泉	61	137	226	908	1,332	995	982	989	1,049	4,015
計	118	618	1,155	4,691	6,582	6,103	6,133	6,209	6,286	24,731
(原発避難者)	0	0	0	0	0	2	2	2	0	6

※ () は再掲

〈資料: 予防企画課〉

カ) HPV (子宮頸がん予防), 水痘, B型肝炎

(単位: 人)

	HPV (子宮頸がん予防)				水痘			B型肝炎			
	1回目	2回目	3回目	総数	1回目	2回目	総数	1回目	2回目	3回目	総数
青葉	3,328	3,011	2,348	8,687	1,247	1,135	2,382	1,207	1,233	1,242	3,682
宮総	1,120	1,011	744	2,875	372	411	783	378	375	363	1,116
宮城野	2,701	2,446	1,816	6,963	1,153	1,116	2,269	1,194	1,214	1,180	3,588
若林	1,859	1,702	1,309	4,870	919	896	1,815	849	836	840	2,525
太白	2,994	2,690	2,016	7,700	1,552	1,548	3,100	1,456	1,476	1,541	4,473
秋保	34	31	25	90	15	16	31	13	11	12	36
泉	2,763	2,473	1,922	7,158	1,049	1,093	2,142	990	976	1,028	2,994
計	14,799	13,364	10,180	38,343	6,307	6,215	12,522	6,087	6,121	6,206	18,414
(原発避難者)	3	4	4	11	0	1	1	2	2	1	5

※ () は再掲

〈資料: 予防企画課〉

キ) ロタウイルス, 高齢者インフルエンザ, 高齢者新型コロナウイルス感染症, 高齢者の肺炎球菌, おたふくかぜ

(単位: 人)

	ロタウイルス				高齢者 インフル エンザ	高齢者 新型コロナ ウイルス	高齢者の 肺炎球菌	おたふく かぜ
	1回目	2回目	3回目 (5価のみ)	総数				
青葉	1,193	1,225	435	2,853	27,478	13,930	427	1,229
宮総	368	362	28	758	10,469	4,743	133	376
宮城野	1,186	1,201	484	2,871	20,839	9,752	306	1,088
若林	841	827	556	2,224	16,400	7,821	242	904
太白	1,445	1,457	553	3,455	30,757	15,785	444	1,509
秋保	12	11	0	23	805	375	7	11
泉	982	963	549	2,494	32,577	15,017	449	1,019
計	6,027	6,046	2,605	14,678	139,325	67,423	2,008	6,136
(原発避難者)	2	2	2	6	93	55	2	0

※ () は再掲

〈資料: 予防企画課〉

(4) 風しん抗体検査

風しん抗体検査事業については「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づいて、市民が無料で風しん抗体検査を受検できる体制を整えることにより、風しん予防ワクチンの効果的な接種促進を図り、風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を防止することを目的とし、妊娠を希望する女性等に対し平成26年7月より開始した。

また、予防接種法に基づく定期接種として過去に風しんの予防接種を受ける機会のなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対する緊急風しん抗体検査助成事業を、平成31年3月15日から令和7年3月31日まで実施した。

令和6年度 風しん抗体検査事業 区毎

(単位：件)

事業対象者	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	合計
妊娠を希望する女性（19歳～49歳）	166	15	131	155	93	0	83	643
抗体価の低い妊婦の同居者	71	45	105	73	71	0	46	411
「風しんの予防接種履歴があり、かつ、風しんの抗体価が低い旨が判明している妊娠を希望する19歳から49歳までの女性」の同居者	9	0	13	8	16	0	14	60
合計	246	60	249	236	180	0	143	1,114

〈資料：予防企画課〉

令和6年度 緊急風しん抗体検査事業 区毎

(単位：件)

事業対象者	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	合計
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	850	256	630	478	894	9	767	3,884

〈資料：予防企画課〉

(5) エイズ・性感染症対策

エイズ対策については、感染者及び患者の人権を尊重し、社会的背景に配慮しながら、エイズの発生の予防及びまん延防止ならびに患者・感染者支援等に関する対策を講じている。

平成22年2月に「仙台市エイズ・性感染症対策に関する基本方針」を策定し、「正しい知識の普及啓発」、「検査体制・相談の充実」、「患者・感染者への支援」という3つの視点に基づき、施策を推進している。

性感染症対策として、平成21年10月から性器クラミジア検査を青葉区役所夜間検査時に合わせ開始した。また、梅毒検査を平成24年5月より平日日中のHIV検査に合わせ市内5か所で開始し、以後夜間や休日の検査へと拡充し、全検査会場で受検ができるよう整備した。

近年の性感染症発生件数の増加を踏まえ、令和5年9月及び12月から2月まで、モデル事業として市内の協力医療機関（泌尿器科、婦人科）において自己負担1,000円にてHIV・梅毒検査を実施した。令和6年6月より、性器クラミジア検査を追加し、新規事業としてHIV・性感染症医療機関検査事業を開始した。

青葉区役所夜間検査は令和6年3月をもって終了した。

今後も検査を受けやすい体制や、検査の実施方法について検討していく。

① エイズ相談状況

(単位：件)

	総数	電話	来所		
		一般	一般	夜間	休日
令和4年度	62	40	4	12	6
令和5年度	66	46	9	8	3
令和6年度	37	30	7	—	—
青葉	9	9	0	—	—
宮城野	8	8	0	—	—
若林	6	2	4	—	—
太白	8	5	3	—	—
泉	3	3	0	—	—
感染症対策課	3	3	—	—	—

〈資料：感染症対策課〉

② HIVおよび梅毒検査状況

(単位：件)

	総数	検査数				陽性数	
		一般	夜間	休日	医療機関	HIV	梅毒
令和4年度	983	—	688	295	—	2	28
令和5年度	1,489	283	742	355	109	2	52
令和6年度	1,889	333	579	420	557	0	57
青葉	128	128	—	—	—		
宮城野	49	49	—	—	—		
若林	35	35	—	—	—		
太白	68	68	—	—	—		
泉	53	53	—	—	—		
金曜夜間検査 (会場：仙台駅近辺)	579	—	579	—	—		
休日即日検査 (会場：健康相談所興生館)	294	—	—	294	—		
イベント即日検査	126	—	—	126	—		
HIV・性感染症医療機関検査事業	557	—	—	—	557		

〈資料：感染症対策課〉

③ 性器クラミジア検査状況

(単位：件)

	総数	検査数		陽性数
		男	女	
令和4年度	203	135	68	15
令和5年度	229	160	69	11
令和6年度	484	275	207	56

〈資料：感染症対策課〉

(6) 肝炎対策

フィブリノゲン製剤等の使用によるウイルス性肝炎の拡大防止、感染者の早期発見及び早期治療の目的から、平成20年1月より保健所における肝炎検査を無料で実施する等の対応を図った。

平成20年度からは国の緊急肝炎ウイルス検査事業として、登録医療機関で無料検査が実施できるよう体制整備を図り、平成21年度以降も継続されていたが、緊急肝炎ウイルス検査事業は平成26年3月に廃止され、平成26年4月からはウイルス性肝炎患者などの重症化予防推進事業として、肝炎ウイルス検査、陽性者のフォローアップ事業が実施されている。

平成22年1月に施行された肝炎対策基本法、平成23年5月に策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査の実施体制の整備、検査後のフォローアップの実施等の施策を講じている。

肝炎ウイルス検査状況

(単位：件)

	検査名	総数	検査数内訳		陽性者 (単位：名)
			保健所※	登録医療機関	
令和4年度	HBs	3,645	13	3,632	15
	HCV	3,667	13	3,654	6
令和5年度	HBs	3,302	12	3,290	13
	HCV	3,309	12	3,297	9
令和6年度	HBs	3,816	12	3,803	12
	HCV	3,824	12	3,811	8

〈資料：感染症対策課〉

*1：B型肝炎ウイルス検査

*2：C型肝炎ウイルス検査

※保健所における肝炎検査

令和元年度から：年1回（イベント検査（青葉））

(7) 感染症発生動向調査

1類～4類感染症及び新型インフルエンザについては、診断した医師が直ちに保健所に届出を行う。

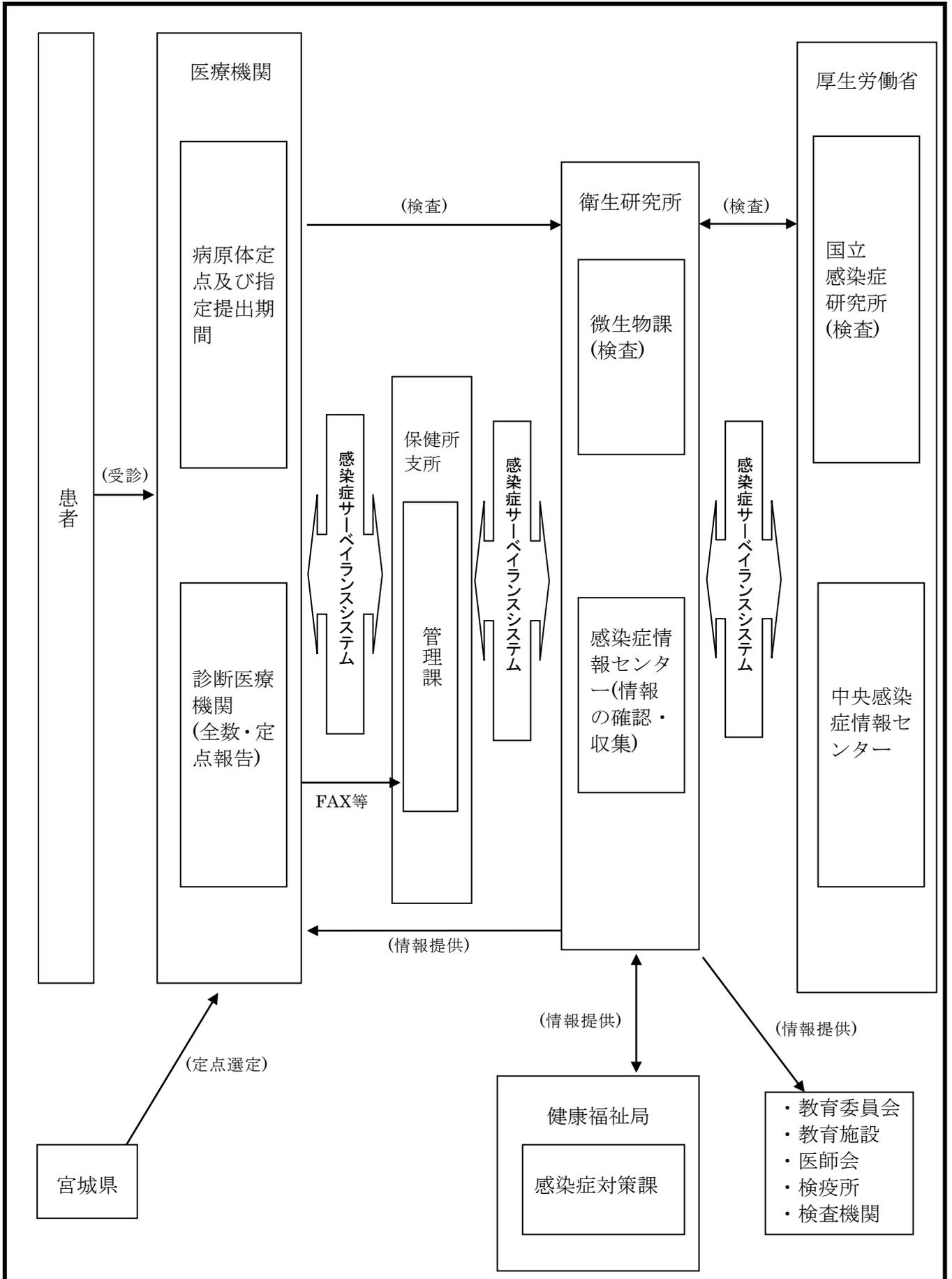
全数把握対象の5類感染症については、診断した医師が診断後7日以内に（侵襲性髄膜炎菌感染症，風しん，麻疹については直ちに）保健所に届出を行う。

定点把握対象の5類感染症，川崎病及び不明発しん症については，定点医療機関の診断した医師が週1回又は月1回保健所に届出を行う。

疑似症については，定点医療機関の診断した医師が直ちに保健所に届出を行う。

届出を受けた保健所では，直ちに厚生労働省に報告する。また，厚生労働省で集約された全国規模のデータは，各都道府県等へ還元されるので，感染症発生予防のための普及啓発活動に活用する。

仙台市感染症発生動向調査事業系統図



〈資料：感染症対策課〉

§ 3 地域医療

高齢化の進展や慢性疾患を中心とした疾病構造の変化の中で、救急医療、精神科医療、在宅医療、認知症疾患対策等、市民の医療需要はますます多様化している。今後は、市民生活に密着したかたちでの健康増進から、疾病予防、早期発見、早期治療及びリハビリテーションに至る一貫した保健医療サービスが必要とされており、そのためにも、保健、医療及び福祉全体にわたる連携体制を構築していくことが重要な課題である。

また、医療サービスの質の向上に対する市民の要望が高まっており、今後は、地域におけるプライマリ・ケアの充実を基本として、高度な治療などを行う病院とかかりつけ医及びかかりつけ歯科医としての機能を持つ診療所との連携を推進し、適切な医療サービスの提供体制を整備していくことが必要である。

本市には多くの医療施設が存在し、令和7年4月1日現在、病院56ヶ所（病床数12,396）、診療所972ヶ所（病床数438）、歯科診療所597ヶ所（病床数0）となっている。

高度な診療機能を持つ専門的な医療施設も多数設置されており、今後、より一層医療施設間の機能分担と連携を図ることが求められている。

このような状況の中で、地域医療の課題に対応するため、医療関係団体等と「仙台市地域医療対策協議会」を設置し、地域医療の現状と課題の把握、各種対策の検討とその推進を図っている。特に救急医療については、初期から三次までの救急医療体制及び大規模災害時の医療救護体制の整備に努めている。

また、本市として宮城県や医療・福祉の関係者と連携しながら、自ら積極的に市内における医療の充実に向けた取り組みを進めていくことが必要であることから、継続的、戦略的に医療政策を推進するため、中長期を見据えた本市における医療政策の方針として、令和6年3月に「仙台市医療政策基本方針」を策定した。計画期間は令和11年度までの6年間としている。計画に定められた「市民の命と健康を支え、未来へつなげる医療提供体制づくり」を基本理念とし、「実効性のある施策推進」、「多様な主体と共に支える地域包括ケアシステムの充実」、「市関係医療機関における良質な医療の提供」の三つの取り組みの方向性を基に、適切で切れ目のない医療提供体制の持続的確保に取り組んでいる。

1 救急医療体制

救急医療が社会的問題となり、組織的・行政的な取り組みが開始されたのは、わが国では昭和30年代後半のことである。

昭和52年には「救急医療対策事業実施要綱」（旧厚生省）が制定されたことにより、休日夜間急患センター・在宅当番医制による初期救急医療、病院群輪番制病院等の二次救急医療、救命救急センターの三次救急医療及び救急医療情報システムなど、救急医療体制の体系的整備を図ることになった。

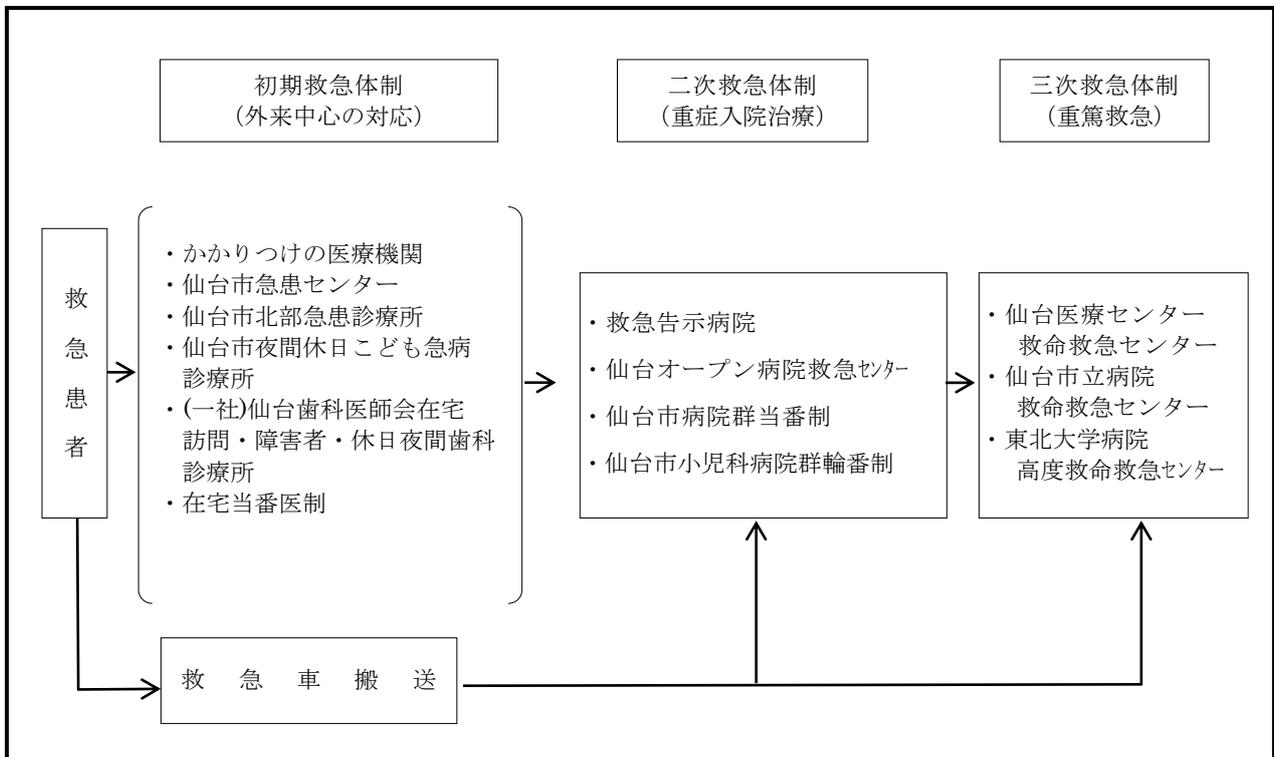
仙台市では、初期救急においては急患センターや北部急患診療所、夜間休日こども急病診療所などが、二次救急においては仙台オープン病院救急センター、救急告示医療機関、病院群当番制及び小児科病院群輪番制の参加病院が、三次救急においては仙台医療センター救命救急センター、仙台市立病院救命救急センター及び東北大学病院高度救命救急センターが各々の機能拠点として整備されている。

その経緯は以下のとおりである。

〔経緯〕	昭和36年	仙台市消防局に救急隊設置
	38年	消防法改正による救急患者搬送体制強化
	39年	仙台市立病院など3病院が救急告示病院となる
	42年	広南休日内科小児科診療所開設（地域医師グループ）
	44年	休日の在宅当番医制開始（仙台市医師会）
	46年	東部休日診療所開設（地域医師グループ）
	52年	歯科休日救急診療所開設（仙台歯科医師会） 仙台圏地域医療対策協議会設置
	53年	国立仙台病院救命救急センター設置
	54年	仙台市石名坂急病診療所開設（休日夜間急患センター） （財）宮城県地域医療情報センター設置
	57年	仙台市石名坂障害者歯科診療室開設
	60年	東北大学医学部附属病院救急部設置 泉地区休日診療所開設（地域医師グループ）
	61年	仙台オープン病院救急センター設置
	63年	仙台市石名坂急病診療所深夜診療体制開始

- 平成元年 仙台オープン病院救急センター24時間通年体制開始
仙台圏地域医療対策協議会を仙台市地域医療対策協議会へ名称変更
- 3年 仙台市立病院救急センター設置
仙台市石名坂急病診療所外科診療開始
- 4年 仙台市青葉休日診療所開設
- 5年 病院群当番制（多発外傷等）事業開始
- 6年 仙台歯科医師会障害者・休日夜間歯科診療所開設
- 8年 仙台市石名坂急病診療所診療受付時間延長
病院群当番制事業拡充（内科系，外科系，多発外傷等）
- 11年 仙台市青葉休日診療所を拡充・移転し，仙台市北部急患診療所開設
- 13年 仙台市小児科病院群輪番制事業開始
仙台市石名坂急病診療所を拡充・移転し，仙台市急患センター開設
- 14年 仙台市立病院救急センターを仙台市立病院救命救急センターへ名称変更
仙台歯科医師会障害者・休日夜間歯科診療所を仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所へ名称変更
- 16年 国立仙台病院救命救急センターを仙台医療センター救命救急センターへ名称変更
- 18年 病院群当番制事業改編（内科系，外科系）
東北大学病院高度救命救急センター開設
- 26年 仙台市立病院(救命救急センターを含む)を拡充・移転
仙台市急患センターの小児科部門を移転し，仙台市夜間休日こども急病診療所を開設
- 28年 東部休日診療所廃止（地域医師グループ）
- 29年 おとな救急電話相談を宮城県と共同で開始
- 令和元年 仙台医療センター（救命救急センター含む）移転
- 3年 広南休日内科小児科診療所廃止（地域医師グループ）
泉地区休日診療所廃止（地域医師グループ）

仙台市の救急医療体制のあらまし



仙台市における救急医療体制の現状

(令和7年4月1日現在)

	医療機関	設置運営	開設年月日	診療科目	診療日及び受付時間	利用状況(令和6年度)
初期 救急 医療	おとな救急 電話相談	仙台市 宮城県	H29. 10. 1	-	24時間365日 ※短縮ダイヤル：#7119 または、022-706-7119	19,336人
	仙台市急患 センター	仙台市 (公財) 仙台市 救急医療事業団	H13. 8. 7	内科・外科	休日昼間 9:45~17:00 土曜午後 14:45~18:00 準夜(平日) 19:15~23:00 準夜(土曜・休日) 18:00~23:00 深夜 23:00~ 7:00 ※ 外科は23時まで診療 ※ 休日は年末年始も含む	20,782人
				整形外科・ 婦人科・眼科 ・耳鼻咽喉科	休日昼間 9:45~17:00 ※ 休日は年末年始も含む	
	仙台市北部 急患診療所	仙台市 (公財) 仙台市 救急医療事業団	H11. 5. 6	内科・外科	休日昼間 9:45~17:00 土曜午後 14:45~18:00 準夜(平日) 19:15~23:00 準夜(土曜・休日) 18:00~23:00	11,110人
				小児科	※ R5. 5. 8より休診中	
	仙台市夜間休日 こども急病診療所	仙台市 (公財) 仙台市 救急医療事業団	H26. 10. 10	小児科	休日昼間 9:45~17:00 土曜午後 14:45~18:00 準夜(平日) 19:15~23:00 準夜(土曜・休日) 18:00~23:00 深夜 23:00~ 7:00 ※ 休日は年末年始も含む	18,391人
在宅当番医制	(一社) 仙台市 医師会	S44. 4. 1 (S56 <small>から</small> 市が委託)	小児科 ・整形外科	休日・年始 診療時間 9:00~16:00 (参加医療機関 107)	12,705人	
(一社)仙台歯科医師 会 在宅訪問・障害 者・休日夜間歯科 診療所	(一社) 仙台 歯科医師会	H6. 9. 4	歯科	休日・年末年始・盆 10:00~11:30, 13:00~15:30 土曜・休日夜間 18:00~21:30	1,130人	
二次 救急 医療	救急告示医療機関 (※)	-	-	-	毎日 24時間	-
	仙台オープン病院 救急センター	(公財) 仙台市 医療センター	S61. 6. 2	内科・外科・ その他 専門病床 (37床)	毎日 24時間	7,661人
	病院群当番制	仙台市	H5. 12. 1 (H18. 4. 1 改編)	内科系・ 外科系	平日夜間 18:00~8:00 休日等 8:00~8:00	※27,293人 (※当番病院分)
	小児科病院群 輪番制	仙台市	H13. 4. 1	小児科	土曜・休日 8:00~18:00	542人
三次 救急 医療	仙台医療センター 救命救急センター	独立行政法人 国立病院機構	S53. 12. 1	主として外科 ・脳外科 専門病床 (30床)	毎日 24時間	9,905人
	仙台市立病院 救命救急センター	仙台市	H3. 4. 24	内科・外科・ 小児科・その他 専門病床 (40床)	毎日 24時間	14,984人
	東北大学病院 高度救命救急 センター	国立大学法人 東北大学	H18. 10. 1	内科・外科・ その他 専門病床 (16床)	毎日 24時間	5,803人

※ 救急告示医療機関 泉病院, 泉整形外科病院, 伊藤病院, 東北医科薬科大学若林病院, 広南病院, 仙台医療センター, 仙台オープン病院, 仙台厚生病院, JCHO仙台病院, 仙台循環器病センター, 仙台市立病院, 仙台赤十字病院, 仙台徳洲会病院, 仙台東脳神経外科病院, 東北医科薬科大学病院, 東北大学病院, 東北労災病院, 中嶋病院, 松田病院, JCHO仙台南病院, 安田病院, 東北公済病院, 仙台北部整形外科, JR仙台病院, 光ヶ丘スペルマン病院, 河原町病院, イムス明理会仙台総合病院 (資料: 医療政策課)

2 地域医療計画

地域医療計画は、医療法第30条の4第1項に規定する県の医療計画であり、国の定める基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画である。第8次計画は令和6年4月に策定され、計画期間は医療法に基づき、令和11年度までの6年間とされている。

本計画は、「県民の医療に対する安心と信頼を確保するため、良質な医療が適切に提供される医療提供体制を確立します。」を基本理念に、「切れ目のない医療提供体制の整備」、「心身の健康づくりの支援体制等の強化」、「感染症対策の推進」、「地域包括ケアシステムの推進」の四つを柱とし、医療政策の推進に取り組むものである。

二次医療圏

〔医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域であり、一般的な入院医療を提供するために必要となる病床の整備を図るための地域的単位として県の地域医療計画において設定された圏域である。〕

圏域名	区	域	圏域名	区	域
仙南医療圏	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡		大崎・栗原医療圏	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡	
仙台医療圏	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡		石巻・登米・気仙沼医療圏	石巻市, 気仙沼市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡, 本吉郡	

3 医務・薬務

(1) 医務

医務薬務課において、病院等許可事務、診療所、助産所及び施術所の開設等に関する事務、医療機関に対する立入検査、衛生検査所の登録及び立入検査に関する事務並びに医療関係従事者の免許申請の進達事務を行っている。

医療関係施設数等 (施設数: 令和7年4月1日現在, その他: 令和6年度実績)

	施設数	開設 (件)					廃止 (件)	立入検査数 (件)								
		青葉	宮城野	若林	太白	泉		許可	届出	青葉	宮城野	若林	太白	泉		
病院	56	23	10	5	9	9	1	1	1	1	44	19	6	4	8	7
診療所	972	388	141	102	175	166	108	65	43	97	104	43	17	9	16	19
歯科診療所	597	228	87	77	102	103	21	9	12	24	62	29	8	9	7	9
助産所	39	13	4	3	10	9	5	0	5	3	3	1	0	0	0	2
施術所	※) 858	313	127	114	159	145	64			59	1	1	0	0	0	0
歯科技工所	※) 180	52	27	27	32	42	7			6	0	0	0	0	0	0
衛生検査所		12						0		2		6				

※) 郵送物が宛先不明にて返戻された施設は除外。

(資料: 医務薬務課)

医療関係者免許取扱件数（令和6年度実績）

（単位：件）

	総数	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	その他
免許申請	1,080	160	31	77	35	563	32	39	0	76	46	18	3
籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請	801	68	13	110	25	481	13	18	0	36	32	5	0
免許証再交付申請	67	10	5	3	2	35	3	0	0	3	5	1	0
籍（名簿）登録まっ消（削除）申請	27	20	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	1,975	258	54	190	62	1,080	48	58	0	115	83	24	3

（資料：医務薬務課）

(2) 薬務

医薬品医療機器等法及び毒物劇物取締法関係の許認可、監視・指導及び各種届出等の事務を行っている。

薬局・医薬品医療機器販売業等の数

（令和7年3月31日現在・単位：件）

業種	件数
薬局	630
薬局製造販売医薬品製造販売業	17
薬局製造販売医薬品製造業	17
店舗販売業	227
高度管理医療機器等販売業貸与業	1,032
管理医療機器販売業貸与業	2,526
みなし管理医療機器販売業貸与業	1,256

毒物劇物販売業等の数

（令和7年3月31日現在・単位：件）

業種	件数
一般販売業	583
農業用品目販売業	17
特定品目販売業	38
業務上取扱者（要届出者）	11
特定毒物研究者	15

（資料：医務薬務課）

(3) 医療相談窓口

医療に関する市民の問い合わせ・相談等に対応し、併せて医療機関に対し市民の問い合わせ・相談等の情報を提供することにより、患者サービス及び医療の質の向上を推進し、医療の安全と信頼を高めることを目的として相談コーナーを開設した。平成27年4月1日より医療相談窓口へ名称変更を行った。

①業務開始日

平成16年6月10日

②相談場所及び電話番号

市役所本庁舎医務薬務課 電話 022-214-0018

③受付時間

午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。開庁日に限る。）

④相談の方法及び体制

ア) 相談の方法

電話、Eメール及び面接により行う。面接については原則として予約制とする。

イ) 相談の職員体制

専任相談員（看護師）1名及び医務係6名

⑤相談件数（令和6年度実績）

1,451件

4 各種啓発事業

(1) 献血及び各種バンク等

①献血

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血思想の普及と協力組織の育成等、献血の推進を図っている。

長期にわたり献血にご理解・ご協力いただいている事業所等への表彰をはじめ、若年層を中心とした一般市民を対象に広く献血啓発活動を行っている。

ア) 庁舎献血

市役所本庁舎並びに各区役所・総合支所等に献血バスを配車し、職員の他、周辺事業所等に対し、広く協力を呼び掛けている。

イ) 愛の血液助け合い運動

7月の「愛の血液助け合い運動」月間において、ポスター掲示や市政だより等による啓発活動を強化するとともに、市内の事業所や学校等に対して、献血思想の普及向上と献血実施の協力を要請している。

ウ) 「はたちの献血」キャンペーン

献血ルームにおいて、若者を中心に献血思想の普及を図るとともに、冬季における献血者の確保を図っている。

仙台市内における献血者数（献血バスおよび献血ルーム合算）

(単位：人)

	200ml	400ml	成分	合計
令和4年度	1,472	30,742	30,010	62,224
令和5年度	1,597	31,778	27,239	60,614
令和6年度	1,714	31,991	26,344	60,049

(資料：医務薬務課)

②腎バンク・骨髄バンク・さい帯血バンク・アイバンクへの協力事業

各バンクの登録者の増加を図るため、ポスターの掲示、市政だよりへの掲載、登録申込書の配置等による啓発を行っている。

ア) 腎バンク

(公財)宮城県腎臓協会(みやぎ腎バンク)が主体となり、腎不全の患者の治療のため、腎臓移植の手術を行っている。本市では、平成4年3月に設立された(公財)宮城県腎臓協会に1億円の出捐金を支出している。

イ) 骨髄バンク

(公財)日本骨髄バンクが主体となり、白血病等の難病の患者への骨髄移植の手術を行っている。

ウ) さい帯血バンク

特定非営利活動法人(NPO)さい帯血バンクサポート宮城が主体となり、白血病や再生不良性貧血等の血液難病の患者に対するさい帯血供給を支援している。

エ) アイバンク

(公財)東北大学アイバンクが主体となり、角膜に障害を持っている患者の視力回復のため角膜移植の手術を行っている。

③臓器提供意思表示カードの普及

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づき、移植医療について市民への理解を深めるための取り組みとして、死後における臓器提供の意思を確認するための臓器提供意思表示カード(ドナーカード)を市民利用施設等に配置する等、普及活動を実施している。

④骨髄バンクドナー助成金交付事業

平成30年10月から、（公財）日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業における骨髄・末梢血幹細胞の提供の促進を図るため、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者等に対し助成金を交付している。

令和6年度助成金交付人数 7人

(2) 市民医学講座

仙台市、（一社）仙台市医師会、（公財）仙台市救急医療事業団及び（公財）仙台市医療センターの共催で昭和47年11月より行っている医学講座で、様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくりなどについて市民へ普及啓発を図っている。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送っていたが、令和5年度に再開し、令和6年度は6回の開催でのべ414名の参加があった。

(3) 薬物乱用防止

若年層における大麻・覚醒剤、その他危険ドラッグ等の薬物乱用の急増や、市販薬の過剰摂取による健康被害が社会問題になっている。薬物乱用のない安心して暮らせる社会を目指し、薬物乱用の危険性・有害性について啓発活動を行っている。

5 市の医療機関

(1) 市立病院

平成26年11月1日に新病院としてあすと長町に移転し、施設・設備も新たに仙台医療圏の中核病院として、高度・専門的な医療を提供していくとともに、政策的な医療の分野においても重要な役割を果たしている。診療科26科、病床525床（一般病床467床（内救命救急センター40床）、精神病床50床、感染症病床8床、令和7年4月1日現在）の病院である。平成3年に救急センターを設置し、救急医療の充実強化に努めており、また、高度医療を担うとともに、医師、看護師等の研修施設として利用されるなど、地域医療水準の向上に寄与している。令和6年度の1日平均外来患者数は926人、入院患者数は398人となっており、地域医療支援病院として、地域医療の中心的な役割を担っている。

(2) 急患センター

仙台市における救急医療需要に対する拠点として初期救急医療を提供している。なお、当該施設は平成13年に石名坂急病診療所より移転した。（公財）仙台市救急医療事業団が指定管理者として運営管理を行っている。

診療科目	内科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科 （外科は深夜を除く。また、整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科は休日のみ診察。 [ただし、日曜以外の盆（8/14～16）は休診]	
診療日・受付時間	休日（日曜・祝日・盆・年末年始）	9:45～17:00
	土曜日午後	14:45～18:00
	準夜（平日）	19:15～23:00
	準夜（土曜・日曜・祝日・盆・年末年始）	18:00～23:00
	深夜	23:00～7:00
開設日	平成13年8月7日	
構造	鉄筋コンクリート造・地上6階地下1階建	
所在地	若林区舟丁64番地の12（仙台市医師会館と併設）	

患者数

(単位：人)

	科 目	総 数	準夜 (全日)	深夜 (全日)	土曜午後	休日昼間
令和 4年度	内 科	5,522	2,569	1,307	234	1,412
	外 科	3,558	2,304	—	317	937
	整 形	1,219	—	—	—	1,219
	婦人科	179	—	—	—	179
	眼 科	579	—	—	—	579
	耳 鼻	1,559	—	—	—	1,559
	合 計	12,616	4,873	1,307	551	5,885
令和 5年度	内 科	11,272	5,286	1,035	591	4,360
	外 科	3,400	2,181	—	298	921
	整 形	1,190	—	—	—	1,190
	婦人科	277	—	—	—	277
	眼 科	629	—	—	—	629
	耳 鼻	2,676	—	—	—	2,676
	合 計	19,444	7,467	1,035	889	10,053
令和 6年度	内 科	12,261	5,484	855	664	5,258
	外 科	3,638	2,185	—	316	1,137
	整 形	1,361	—	—	—	1,361
	婦人科	190	—	—	—	190
	眼 科	608	—	—	—	608
	耳 鼻	2,724	—	—	—	2,724
	合 計	20,782	7,669	855	980	11,278

〈資料：医療政策課〉

(3) 北部急患診療所

仙台市における救急医療需要に対する北部拠点として、初期救急医療を提供している。

(公財) 仙台市救急医療事業団が指定管理者として運営管理を行っている。

診療科目	内科・外科・小児科		
診療日・受付時間	休日 (日曜・祝日・年末年始)	9:45～17:00	
	土曜日午後 (内科・外科のみ)	14:45～18:00	
	準夜 (平日)	19:15～23:00	
	準夜 (土曜・日曜・祝日・年末年始)	18:00～23:00	
開設日	平成11年5月6日		
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造・地上11階地下2階塔屋1階建		
所在地	青葉区堤町一丁目1番2号エムズ北仙台2階		

※小児科は、令和5年5月8日より休診中

患者数

(単位：人)

	科 目	総 数	準夜 (全日)	土曜午後	休日昼間
令和 4年度	内 科	2,647	1,394	168	1,085
	小児科	1,689	973	—	716
	外 科	1,831	1,226	131	474
	合 計	6,167	3,593	299	2,275
令和 5年度	内 科	8,926	3,998	547	4,381
	小児科	396	193	—	203
	外 科	1,844	1,180	131	533
	合 計	11,166	5,371	678	5,117
令和 6年度	内 科	9,170	3,876	568	4,726
	小児科	—	—	—	—
	外 科	1,940	1,221	127	592
	合 計	11,110	5,097	695	5,318

〈資料：医療政策課〉

(4) 夜間休日こども急病診療所

平成26年度に急患センターより移転し、仙台市における小児救急医療需要に対する拠点として小児の初期救急医療を提供している。(公財)仙台市救急医療事業団が指定管理者として運営管理を行っている。

診療科目	小児科	
診療日・受付時間	休日(日曜・祝日・盆・年末年始)	9:45～17:00
	土曜日午後	14:45～18:00
	準夜(平日)	19:15～23:00
	準夜(土曜・日曜・祝日・盆・年末年始)	18:00～23:00
	深夜	23:00～7:00
開設日	平成26年10月10日	
構造	鉄筋コンクリート造・地上11階地下1階建	
所在地	太白区あすと長町1丁目1番1号(仙台市立病院内併設)	

患者数

(単位:人)

	科 目	総 数	準夜(全日)	深夜(全日)	土曜午後	休日昼間
令和4年度	小児科	10,133	5,285	2,240	580	2,028
令和5年度		22,863	11,421	4,318	1,275	5,849
令和6年度		18,391	9,117	3,644	880	4,750

〈資料:医療政策課〉

(5) 生出診療所

旧生出村が昭和31年に仙台市へ合併した際に引き継いだ旧生出村立診療所の老朽化に伴い、昭和55年、現在地に公民館(市民センター)、保健センターとともに生出診療所が入る複合庁舎が新築された。平成4年度には診療所部門が手狭となり、事務室兼会議室を増築するなど診療所の一部を改造し、現在に至っている。

診療科目	内科・小児科・外科・眼科・歯科
診療日・受付時間	月曜日～金曜日 9:00～11:30, 13:00～15:45 第1・第3・第5土曜日 9:00～11:30
構造	鉄筋コンクリート造(合同庁舎)
所在地	太白区茂庭二丁目8番地の1

※内科・小児科は、金曜日の午後休診
外科は、平成27年4月から休止中
眼科は、火曜日の午前のみ診療
歯科は、木曜日休診、土曜日診療の週の火曜日午後休診

患者数

(単位:人)

	総 数	内科・小児科	外 科	眼 科	その他	歯 科
令和4年度	6,612	2,570	—	341	826	2,875
令和5年度	6,146	2,492	—	130	751	2,773
令和6年度	5,001	2,398	—	59	477	2,067

〈資料:生出診療所〉

(6) 秋保診療所

秋保地区住民の保健医療の中核として機能し、住民の治療をはじめ、疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた啓発等、保健と医療の連携を保ちながら診療を行っている。

診療科目	歯科・耳鼻咽喉科		
診療日・受付時間	歯科	月・水・木曜日	9:30～12:30 , 13:30～16:00
	耳鼻咽喉科	月・木曜日	9:30～13:30
構造	鉄筋コンクリート造・地上2階建(合同庁舎)		
所在地	太白区秋保町長袋字大原45番地の3		

患者数 (単位：人)

	総数	歯科	耳鼻咽喉科
令和4年度	1,294	1,077	217
令和5年度	1,151	910	241
令和6年度	1,030	756	274

〈資料：医療政策課〉

6 関係団体

(1) (公財) 仙台市医療センター

地域住民の公衆衛生の向上と包括医療の推進を図り、住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、仙台市と(一社)仙台市医師会が共同で設立した法人であり、次の事業を行っている。

①仙台オープン病院

開放型病院及び紹介外来型病院として、さらに平成10年9月からは地域医療支援病院として病・診連携の推進を図るとともに、高度医療にも対応している。救急センターを設置し、365日24時間の応需体制を敷く二次救急医療の中核病院でもある。平成30年2月には免震構造の新救急センター棟が完成し、災害時にも万全の体制で診療に臨めるようになっている。

開設 昭和51年2月(救急センター 昭和61年6月)

所在地 宮城野区鶴ヶ谷五丁目22番1

診療科目 ア) 常勤医が在籍する診療科

消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・腫瘍内科(がん化学療法)・消化器外科・一般外科・乳腺外科・心臓血管外科・呼吸器外科・総合診療科・麻酔科・病理診断科・放射線科・救急科・歯科

イ) 登録医主治医による診療科

婦人科・眼科・皮膚科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・整形外科・脳神経外科

病床数 330床(うち人間ドック10床, 救急専用37床)

患者数(令和6年度実績) (単位：人)

	本院	救急	合計
入院	85,688	8,855	94,543
外来	64,503	3,619	68,122

〈資料：医療政策課〉

②茂庭台診療所

昭和62年5月に開設し、施設利用者に医療を提供するとともに、茂庭台団地及び周辺住民に対し、診療や保健予防活動を行っている。

所在地 太白区茂庭台二丁目16番10号

診療科目 内科・小児科

(令和6年度利用者延数 診療(外来) 2,139人, 保健予防活動 751人)

③茂庭台豊齡ホーム

介護老人保健施設として、平成元年4月に開設し、入所者の自立・家庭復帰を促す看護・介護サービス及びリハビリテーションを行っている。また、平成26年度より強化型老人保健施設に移行し、通所リハビリや通所介護、訪問リハビリとの連携により在宅生活を支援している。

所在地 太白区茂庭台二丁目16番10号

利用者数(令和6年度実績) (単位：人)

入所者	通所者	訪問リハビリ
55,464	11,518	1,098

〈資料：医療政策課〉

④居宅支援センター豊齢

介護保険制度がスタートした平成12年度に開設し、居宅介護支援事業として主治医の意見を取り入れたケアプラン作成を行っている。

所在地 太白区茂庭台二丁目16番10号
(令和6年度給付管理件数 887件)

(2) (公財) 仙台市救急医療事業団

仙台市における救急医療需要に対応するため、仙台市が設立した法人であり、休日・夜間における初期救急医療機関の運営管理、救急医療知識の普及啓発活動を実施している。

- ・急患センター、北部急患診療所及び夜間休日こども急病診療所の運営管理
- ・救急医療に関する知識の普及啓発活動の実施

7 保健衛生統計

(1) 健康度指標からみた仙台の水準（数及び率）

指 標		全 国	仙台市	宮城県	備考
平均余命	0歳平均余命 男	81.5	82.4	81.7	資料： 令和2年市区町村別生命表
	0歳平均余命 女	87.6	88.1	87.5	
	65歳～69歳平均余命 男	19.9	20.6	20.1	
	65歳～69歳平均余命 女	24.8	25.2	24.7	
粗死亡率	全死因（人口10万対）	1,300.4	1,016.8	1,279.1	資料：令和5年人口動態統計
	悪性新生物（"）	315.6	273.7	322.4	
	心疾患（"）	190.7	139.1	194.5	
	老衰（"）	156.7	134.0	169.6	
	脳血管疾患（"）	86.3	80.9	104.2	
	肺炎（"）	62.5	27.8	44.2	
乳児死亡率（出生千対）		1.8	2.0	2.0	
周産期死亡率（出産千対）		3.3	3.9	4.0	
死産率（"）		20.9	22.7	23.5	
結核り患率（人口10万対）		8.1	4.6	5.2	資料：令和5年結核登録情報
医療施設	病院数（"）	6.5	5.1	6.0	資料：令和5年医療施設調査
	一般診療所数（"）	84.4	86.5	76.1	
	歯科診療所数（"）	53.7	54.6	45.8	
	病院病床数（"）	1,191.1	1,132.2	1,080.8	
	一般診療所病床数（"）	60.9	41.4	52.1	
設	病院：一日平均外来患者数（"）	992.1	967.7	870.6	資料：令和5年病院報告
	病院：病床利用率（※）	75.6	74.0	73.8	

※ 病床利用率：年間在院患者延数÷年間延病床数×100

（資料：保健管理課）

(2) 健康度指標からみた仙台の水準（指数）（全国=100.0）

指 標		全 国	仙台市	宮城県
平均余命	0歳平均余命 男	100.0	101.1	100.2
	0歳平均余命 女	100.0	100.6	99.9
	65歳～69歳平均余命 男	100.0	103.5	101.0
	65歳～69歳平均余命 女	100.0	101.6	99.6
粗死亡率	全死因	100.0	78.2	98.4
	悪性新生物	100.0	86.7	102.2
	心疾患	100.0	72.9	102.0
	老衰	100.0	85.5	108.2
	脳血管疾患	100.0	93.7	120.7
	肺炎	100.0	44.5	70.7
乳児死亡率		100.0	111.1	111.1
周産期死亡率		100.0	118.2	121.2
死産率		100.0	108.6	112.4
結核り患率		100.0	56.8	64.2
医療施設	病院数	100.0	78.5	92.3
	一般診療所数	100.0	102.5	90.2
	歯科診療所数	100.0	101.7	85.3
	病院病床数	100.0	95.1	90.7
	一般診療所病床数	100.0	68.0	85.6
設	一日平均外来患者数	100.0	97.5	87.8
	病床利用率	100.0	97.9	97.6

（資料：保健管理課）

§ 4 生活衛生

1 食品衛生

食品衛生行政は、食品衛生法に基づき、各区保健福祉センター（保健所支所）と中央卸売市場内の食品監視センターに配置された食品衛生監視員54人が、食品関係施設の立ち入りによる監視・指導、食品や添加物等の検査を行うための取去及び食品関係従事者、市民に対する衛生教育等の業務を行っている。

食品衛生監視員活動状況

（単位：人，件）

	食品衛生監視員数	1人平均監視調査指導件数	監視指導件数			
			(旧法)営業許可施設	(改正法)営業許可施設	営業届出施設	計
令和5年度	50	684	6,616	12,015	15,593	34,224
令和6年度	54	623	3,731	14,853	15,062	33,646
青葉	13	251	235	2,763	271	3,269
宮城野	8	144	167	867	117	1,151
若林	7	263	456	1,053	335	1,844
太白	8	120	196	613	150	959
泉	7	250	482	965	305	1,752
食品監視センター	11	2,243	2,195	8,592	13,884	24,671

※ 宮城野分の監視指導件数は食肉衛生検査所分を含む

〈資料：生活衛生課〉

(1) 食品営業施設等

① 営業許可に関する業務

食品衛生法第55条により、飲食店営業をはじめ、政令で定められた32業種（令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され32業種となった。なお、施行時点において、すでに旧法第52条による許可（34業種）を取得している営業者については、有効期間の満了の日までの間は、従前のおり営業することができる。）について営業を営もうとする者は、都道府県知事（仙台市においては仙台市長）の許可を受けなければならない旨が規定されている。本市では、営業許可申請に基づいて施設の検査を行い、基準に適合している場合に営業許可書を交付している。

また、食品衛生法第57条により、営業許可業種以外の一定の営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県知事（仙台市においては仙台市長）に対し、営業の届出を行わなければならないこととなった。

現在、本市では旧法及び改正法併せて14,664施設が営業している。また、学校や病院等の給食施設や食品販売店等の営業届出施設は、6,825施設となっている。

② 監視業務

食品関係施設の監視業務は、後述する取去検査とともに食品衛生の根幹をなす業務である。食中毒の原因となりやすい業種、各製造業、広域流通・大量調理施設等に対する重点的な監視を計画的に行っている。また、監視と取去を同時に行うことも多い。

旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

		営業 施設数	廃業	監視指導	行政処分
令和6年度		5,040	885	3,731	4
飲食 店	一般食堂・レストラン等	1,269	144	186	0
	仕出し屋・弁当屋	249	39	304	0
	旅館	79	7	35	0
	その他	2,500	492	351	3
菓子（パンを含む。）製造業		327	41	198	0
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		3	0	1	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		120	16	1,854	0
魚介類競り売り営業		0	0	462	0
魚肉練り製品製造業		4	0	8	1
食品の冷凍または冷蔵業		2	3	9	0
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		2	0	3	0
喫茶店営業		223	124	20	0
（再掲）自動販売機		181	116	1	0
あん類製造業		2	1	1	0
アイスクリーム類製造業		13	3	4	0
食肉処理業		28	0	40	0
食肉販売業		96	7	135	0
食肉製品製造業		8	0	31	0
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0
食用油脂製造業		2	0	0	0
マーガリン又はショートニング製 造業		0	0	0	0
みそ製造業		6	0	1	0
しょうゆ製造業		1	0	0	0
ソース類製造業		7	0	5	0
酒類製造業		3	0	4	0
豆腐製造業		5	1	7	0
納豆製造業		0	0	0	0
麺類製造業		21	3	11	0
そうざい製造業		56	4	49	0
添加物（法第13条第1項の規定に より規格が定められたものに限 る。）製造業		9	0	4	0
食品の放射性照射業		0	0	0	0
清涼飲料水製造業		3	0	6	0
氷雪製造業		2	0	2	0

〈資料：生活衛生課〉

※ 廃業には、不許可を含む。ただし、新法許可または届出に移行し、事業の継続性があるものについては、廃業に含まない。

旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（保健所支所別）（令和6年度）
（単位：ヶ所）

		青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
飲食店	一般食堂・レストラン等	589	150	107	195	228	1,269
	仕出し屋・弁当屋	75	50	43	43	38	249
	旅館	42	6	5	20	6	79
	その他	1,520	326	166	271	217	2,500
菓子（パンを含む。）製造業		129	46	38	55	59	327
乳処理業		0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		1	1	1	0	0	3
集乳業		0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		42	20	20	20	18	120
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		1	0	0	1	2	4
食品の冷凍または冷蔵業		0	0	2	0	0	2
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		0	0	2	0	0	2
喫茶店営業		98	45	17	19	44	223
（再掲）自動販売機		76	41	15	10	39	181
あん類製造業		1	1	0	0	0	2
アイスクリーム類製造業		6	1	3	0	3	13
食肉処理業		4	10	11	1	2	28
食肉販売業		36	16	12	16	16	96
食肉製品製造業		0	1	5	1	1	8
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業		2	0	0	0	0	2
マーガリン又はショートニング 製造業		0	0	0	0	0	0
みそ製造業		1	1	1	2	1	6
しょうゆ製造業		1	0	0	0	0	1
ソース類製造業		4	1	0	0	2	7
酒類製造業		2	1	0	0	0	3
豆腐製造業		2	0	0	2	1	5
納豆製造業		0	0	0	0	0	0
麺類製造業		7	5	5	3	1	21
そうざい製造業		16	12	15	8	5	56
添加物（法第13条第1項の規定 により規格が定められたもの に限る。）製造業		3	1	3	0	2	9
食品の放射性照射業		0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		0	1	1	0	1	3
氷雪製造業		2	0	0	0	0	2
計		2,584	695	457	657	647	5,040

（資料：生活衛生課）

改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

	営業 施設数	営業許可		廃業	監視指導	行政処分
		継続	新規			
令和6年度	9,624	0	3,211	867	14,853	7
飲食店営業	8,320	0	2,891	796	4,864	6
調理の機能を有する自動販売機	21	0	3	2	3	0
食肉販売業	114	0	31	7	196	0
魚介類販売業	147	0	27	11	6,247	0
魚介類競り売り営業	2	0	2	0	44	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	1	0	0	0	12	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	32	0	9	1	42	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	620	0	170	40	557	0
アイスクリーム類製造業	6	0	2	1	12	1
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	4	0	1	0	11	0
食肉製品製造業	12	0	2	1	22	0
水産製品製造業	35	0	6	3	2,270	0
冰雪製造業	2	0	2	0	2	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	3	0	0	0	3	0
みそ又はしょうゆ製造業	10	0	1	0	7	0
酒類製造業	10	0	0	0	6	0
豆腐製造業	14	0	2	0	20	0
納豆製造業	2	0	1	0	5	0
麺類製造業	28	0	7	1	25	0
そうざい製造業	161	0	25	4	172	0
複合型そうざい製造業	1	0	0	0	4	0
冷凍食品製造業	2	0	1	0	3	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	57	0	26	0	51	0
密封包装食品製造業	7	0	1	0	10	0
食品の小分け業	10	0	1	0	258	0
添加物製造業	3	0	0	0	7	0

〈資料：生活衛生課〉

改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（保健所支所別）（令和6年度）

（単位：ヶ所）

	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
飲食店営業	4,579	1,174	689	972	906	8,320
調理の機能を有する自動販売機	9	2	9	1	0	21
食肉販売業	33	21	15	21	24	114
魚介類販売業	32	21	47	26	21	147
魚介類競り売り営業	0	0	2	0	0	2
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	1	0	0	0	1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	5	10	13	2	2	32
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	290	82	74	83	91	620
アイスクリーム類製造業	2	1	1	2	0	6
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	2	1	1	0	0	4
食肉製品製造業	5	1	5	1	0	12
水産製品製造業	4	4	20	3	4	35
氷雪製造業	0	0	2	0	0	2
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	1	1	0	3
みそ又はしょうゆ製造業	4	1	3	0	2	10
酒類製造業	4	0	2	3	1	10
豆腐製造業	4	4	1	5	0	14
納豆製造業	0	1	0	0	1	2
麺類製造業	4	5	9	4	6	28
そうざい製造業	57	33	37	14	20	161
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	1	1
冷凍食品製造業	0	1	0	1	0	2
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	10	13	12	10	12	57
密封包装食品製造業	2	2	0	3	0	7
食品の小分け業	0	5	3	2	0	10
添加物製造業	0	2	0	0	1	3
計	5,046	1,386	946	1,154	1,092	9,624

〈資料：生活衛生課〉

届出を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

		営業 施設数	監視指導	行政処分
令和6年度		6,825	15,062	0
旧許可業種であ った営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	542	554	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	788	5,373	0
	乳類販売業	900	574	0
	氷雪販売業	8	0	0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	1,104	0	0
販売業	弁当販売業	63	37	0
	野菜果物販売業	279	3,883	0
	米穀類販売業	58	252	0
	通信販売・訪問販売による販売業	29	0	0
	コンビニエンスストア	302	93	0
	百貨店，総合スーパー	207	321	0
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	594	0	0
	その他の食料・飲料販売業	1,031	3,794	0
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2	0	0
	いわゆる健康食品の製造，加工業	3	0	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	117	0	0
	農産保存食料品製造・加工業	35	1	0
	調味料製造・加工業	22	0	0
	糖類製造・加工業	0	0	0
	精穀・製粉業	6	0	0
	製茶業	19	0	0
	海藻製造・加工業	3	0	0
	卵選別包装業	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	68	17	0
上記以外のもの （改正法による 改正後の法第68 条第3項において 準用されるもの を含む。）	行商	10	1	0
	集団給食施設	516	147	0
	器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る。）	9	7	0
	露店，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの	5	0	0
	その他	105	8	0

〈資料：生活衛生課〉

③ふぐを取り扱う施設に対する指導

ふぐによる食中毒は、動物性自然毒による食中毒の代表的なものであり、ふぐの取扱いには専門的な知識が必要である。本市では食品衛生法、食品表示法、宮城県ふぐの処理等の規制に関する条例、宮城県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則、及び仙台市ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づき、ふぐを取り扱う施設に対し監視指導を行っている。

旧ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく監視指導状況等（令和6年度）

旧法許可業種等	販売・調理・加工届出施設数	監視状況	
		監視指導件数	行政処分件数
飲食店営業	52	10	0
魚介類販売業	14	1,011	0
魚介類せり売営業	0	462	0
魚介類加工業	0	0	0
出荷業者	1	0	0
計	67	1,483	0

〈資料：生活衛生課〉

※ 旧ふぐの取扱いに関する指導要綱においては、ふぐの販売のみを行う施設についても届出対象としている（監視指導件数は、ふぐの販売のみを行う施設に対する監視指導を含む）。

※ 改正法許可に移行した施設については、施設数に含まない。

ふぐの処理等の規制に関する条例第25条に基づくふぐ処理施設の監視状況等（令和6年度）

改正法許可業種	施設数	監視状況	
		監視指導件数	行政処分件数
飲食店営業	48	25	0
魚介類販売業	2	2	0
水産製品製造業	0	0	0
複合型そうざい製造業	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0
計	50	27	0

〈資料：生活衛生課〉

(2) 食品の検査

市内で製造されている食品や市内で販売されている食品について、食品衛生監視指導計画に基づき、検体の検査（収去検査及び買上検査）を行った。違反の状況や食中毒の発生状況などを考慮して検査項目を決め、国内で製造された食品ばかりでなく、輸入食品についても検査を実施した。

収去検査は、食品衛生法第28条及び食品表示法第8条に基づき、営業施設で製造及び販売されている食品、原材料及び添加物等について、不良食品の排除と食中毒等食品による危害発生の防止を目的として実施している。また、食品衛生法第13条により一部の食品において、成分規格や添加物の使用基準、農薬等の残留基準等が定められているため、これら規格基準の確認も行っている。買上検査は市内流通食品等のモニタリング検査や研究目的の検査として実施しているが、検査結果不良時には、収去検査に準じた措置を行っている。

収去検査は、基本的には年間計画に基づき実施しているが、市民からの食品苦情で検査の必要な場合や緊急事態等にも対応している。令和6年度の収去検査等は、保健所支所で519件実施した。その中で輸入食品の検査は39件、残留農薬の検査は13件について実施した。また、食品を取り扱う作業場等の検査として、ATP検査及びふきとり検査等を保健所支所で1,023件実施した。

食品等の収去検査実施状況（保健所支所計）

（単位：件）

	収去 検体数	違反 検体数	違反理由 (延数)				
			大腸菌群	残留 農薬	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
令和4年度	596	1	0	0	0	0	1
令和5年度	631	5	3	0	1	0	1
令和6年度	519	3	2	0	0	0	2
魚介類	48	1	0	0	0	0	1
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	1	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	10	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	1	0	0	0	0	0
魚介類加工品	17	1	1	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	22	0	0	0	0	0	0
生乳	0	0	0	0	0	0	0
牛乳・加工乳	1	0	0	0	0	0	0
乳製品・乳類加工品	1	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	4	1	1	0	0	0	1
穀類及びその加工品	13	0	0	0	0	0	0
野菜・果物・その加工品	51	0	0	0	0	0	0
菓子類	91	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	4	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	3	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0
水	9	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	241	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品 及びその製剤	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0
輸入食品（再掲）	39	0	0	0	0	0	0
残留農薬（再掲）	13	0	0	0	0	0	0

※ 食品監視センター及び食肉衛生検査所実施分を除く。

〈資料：生活衛生課〉

食品苦情届出件数（保健所支所別）

（単位：件）

	受理件数						苦情内容								
	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計	異物混入	かび発生	虫の混入	腐敗変敗	色・味臭い	表示	食品等の取扱い	その他	
令和4年度	127	31	26	35	35	254	46	5	13	4	26	20	26	114	
令和5年度	98	56	35	35	33	257	37	5	16	7	19	18	40	115	
令和6年度	150	60	21	21	26	278	35	7	20	4	19	17	27	149	
魚介類とその加工品	13	4	3	0	2	22	3	0	2	0	1	3	1	12	
冷凍食品	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
肉卵類とその加工品	10	2	3	1	1	17	2	1	1	0	3	1	5	4	
乳とその加工品	3	1	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	2	
穀類とその加工品	1	4	1	0	1	7	1	3	2	0	1	0	0	0	
野菜・果物とその加工品	6	3	2	1	2	14	1	0	3	2	4	1	1	2	
菓子類	2	4	3	1	4	14	8	2	1	0	0	3	0	0	
清涼飲料水・酒精飲料	0	0	1	0	3	4	0	0	0	0	0	1	0	3	
氷雪・水	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
弁当	7	7	5	4	2	25	5	0	2	0	1	2	3	12	
そうざい	20	1	2	2	3	28	4	0	2	1	1	5	4	11	
その他	85	34	1	11	7	138	9	1	7	1	6	1	11	102	
器具・容器包装	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	2	1	
原材料・半製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（資料：生活衛生課）

(3) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の導入支援

平成30年6月に食品衛生法等の一部が改正され、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることになったため、市内の食品等事業者に対して、講習会や各業界団体が作成する手引書等を活用し、施設の実態に合わせたHACCPの導入について、技術的な助言・指導を行っている。

また、食品等事業者へのHACCP導入支援として、仙台市食品衛生協会への委託により、食品衛生指導員等を活用して営業施設の状況を把握するとともに、必要な技術支援等を行っている。

(4) 食品衛生に関する講習（リスクコミュニケーション）

保健福祉センター（保健所支所）で行う衛生講習は、対象者が、食品等事業者、一般市民に大別され、それ以外に市民からの要望に応える形で市政出前講座も行っている。食品等事業者を対象に行う講習は、多くの場合、食中毒の原因となることの多い業種の従事者を対象として行うものである。

また、食品監視センター及び食肉衛生検査所では主に市場内関係事業者を対象に、衛生講習を行っている。

食品衛生責任者講習は、食品衛生法に基づく遵守事項として営業者が届け出た食品衛生責任者を対象に行うものであり、本市では、平成4年度から（公社）仙台市食品衛生協会に委託している。

このほか、経営者や市民向けの講演会を開催し食品衛生に関する意見交換等を行うことで、様々な立場の相互理解に取り組んでいる。

食品衛生講習会実施数

（単位：人）

	食品等事業者 対象	一般市民対象	市政出前講座	食品衛生責任者 講習会
令和4年度	1,782（64）	412（26）	0（0）	2,157（23）
令和5年度	2,232（77）	646（54）	256（9）	2,089（22）
令和6年度	2,460（80）	754（54）	37（3）	2,288（21）
青葉	419（16）	145（8）	0（0）	—（—）
宮城野	721（15）	265（13）	11（1）	—（—）
若林	228（9）	48（6）	0（0）	—（—）
太白	194（10）	152（14）	26（2）	—（—）
泉	408（17）	56（8）	0（0）	—（—）
食品監視センター	341（5）	88（5）	—（—）	—（—）
食肉衛生検査所	149（8）	0（0）	—（—）	—（—）
生活衛生課	0（0）	0（0）	0（0）	—（—）

※（ ）は開催回数。

（資料：生活衛生課）

※ 食品衛生責任者講習会は、区ごとではなく全市で開催している。

(5) 食品監視センター

生鮮食品と加工食品の流通拠点である中央卸売市場を経由する食品及び広域に流通する食品等の安全性を確保するため、食品監視センターでは、監視、収去検査及び衛生講習会等の業務を行っている。

中央卸売市場内の監視は、開市日のせり開始前の午前5時30分からせり場を中心に行う早朝監視と午前7時から仲卸指導を中心に行う通常監視がある。監視の際には、有毒・有害な魚介類や山菜・きのこの鑑別・排除、食品の衛生的な管理状況の確認・指導、適正な食品表示の確認・指導等を行っている。このほかに流通量が増加する年末等に行う特別（早朝）監視、緊急事態に対応する緊急監視等がある。

市場内を流通する魚介類、農産物及びそれらの加工食品について、一部を除き、食品監視センター内の検査室で年間計画に基づき検査を行い、違反等を確認した際には迅速に施設の指導、管轄行政機関への通報等の対応を実施している。

衛生講習会は、主に市場関係者を対象に食品の衛生的取扱い等について行っている。このほか食品の安全情報を収集しホームページ掲載及びファクシミリ等による情報発信を行っている。

市内の広域に流通する食品製造施設に対して、各区衛生課と連携し、監視及び収去検査を行っている。監視時には製造施設内の衛生管理状況や、HACCPに沿った衛生管理の取組み状況の確認及び技術的な助言・指導を行っている。

さらに、市内の食品用器具・容器包装関連事業者のうち、食品衛生法第18条に基づく規格（ポジティブリスト制度）の対象製品を製造する事業者に対し、製造管理規範（GMP）による製造の監視指導を実施している。

加えて、食品輸出手続きに関する対応として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき事業者に対して助言を行うほか、衛生証明書を申請する際に必要な食品衛生監視票の交付等を行っている。

食品衛生法に基づく食品営業関係施設数及び監視指導件数（食品監視センター分再掲）

（単位：ヶ所，件）

		営業施設数	監視指導	行政措置等
令和6年度		180	24,671	0
旧法許可業種	魚介類販売業	6	1,662	0
	魚介類競り売り営業	0	462	0
	そうざい製造業	2	9	0
	上記以外旧法許可業種	19	62	0
	小計	27	2,195	0
改正法許可業種	魚介類販売業	25	5,985	0
	魚介類競り売り営業	2	42	0
	食品の小分け業	3	254	0
	上記以外改正法許可業種	53	2,311	0
	小計	83	8,592	0
届出業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	3	506	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	23	5,297	0
	乳類販売業	4	512	0
	野菜果物販売業	15	3,780	0
	米穀類販売業	1	252	0
	その他の食料・飲料販売業	14	3,528	0
	上記以外届出営業	10	9	0
	小計	70	13,884	0

〈資料：食品監視センター〉

貝類の毒性試験結果

(単位：件)

	検体数	検査内容				産地
		麻痺性貝毒		下痢性貝毒		
		件数	違反数	件数	違反数	
令和4年度	12	8	0	4	0	
令和5年度	13	8	1	5	0	
令和6年度	15	9	0	6	0	
ホタテガイ	10	4	0	6	0	北海道, 宮城県
ホッキガイ	5	5	0	0	0	北海道

〈資料：食品監視センター〉

食品等の収去検査実施状況

(単位：件)

	収去検体数	違反検体数	違反理由 (延数)				
			大腸菌群	残留農薬	添加物使用基準	法定外添加物	その他
令和4年度	625	3	1	1	0	0	1
令和5年度	759	3	1	1	0	0	1
令和6年度	838	1	0	1	0	0	0
魚介類	579	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	7	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0
	凍結直前に未加熱の加熱後摂取冷凍食品	6	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	10	0	0	0	0	0
魚介類加工品	68	0	0	0	0	0	0
肉卵及びその加工品	1	0	0	0	0	0	0
乳製品・乳類加工品	22	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	4	0	0	0	0	0	0
野菜・果物・その加工品	103	1	0	1	0	0	0
菓子類	4	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	6	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	28	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0
輸入食品 (再掲)	180	0	0	0	0	0	0
残留農薬 (再掲)	85	1	0	1	0	0	0

〈資料：食品監視センター〉

(6) 食中毒統計

令和6年における本市内の食中毒件数は、7件で患者数は92人であった。内訳は飲食店7件（患者数92人）、販売店0件（患者数0人）であった。

食中毒発生数

(単位：件、人)

		年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
仙 台 市	発生件数		11	15	6	3	7	5	4	5	8	7
	患者数		148	147	257	256	59	18	7	34	40	92
	死者数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 県	発生件数		17	30	13	13	17	14	6	13	19	21
	患者数		414	285	312	292	159	217	17	56	60	290
	死者数		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 宮城県の数、は、仙台市の数を含む。

〈資料：生活衛生課〉

原因施設別食中毒発生数（令和6年）

(単位：件、人)

	発生件数	摂食者数	患者数	死者数
飲 食 店	7	207	92	0
販 売 店	0	0	0	0
総 数	7	207	92	0

〈資料：生活衛生課〉

食中毒事件概要（令和6年）

(単位：人)

No	保健所支所	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	概要
1	青葉	1月24日	5	1	0	刺身盛合わせ(マグロ、ヤリイカ、アイナメ、キンメダイ、ブリ、シマアジなど)	アニサキス	飲食店	営業の一部停止1日間
2	青葉	3月26日	127	65	0	3月26日から29日に提供された生ガキを含むコース料理	ノロウイルス	飲食店	営業停止3日間
3	太白	4月14日	11	9	0	4月12日に提供された飲食店の食事	カンピロバクター	飲食店	営業停止3日間
4	青葉	7月7日	54	11	0	ラーメン	黄色ブドウ球菌	飲食店	営業停止3日間
5	青葉	7月14日	3	1	0	刺身盛合わせ(マグロ、カツオ、スズキ、キンメダイなど)	アニサキス	飲食店	営業の一部停止1日間
6	青葉	7月15日	5	3	0	7月12日に提供されたコース料理	カンピロバクター	飲食店	営業停止3日間
7	太白	11月22日	2	2	0	11月20日に提供された飲食店の食事	カンピロバクター	飲食店	営業停止3日間

〈資料：生活衛生課〉

2 生活衛生

(1) 旅館業法，公衆浴場法，興行場法に基づく許可，監視指導

「旅館業法」，「公衆浴場法」，「興行場法」に基づく許可前の調査指導並びに許可業務，施設の衛生管理指導，営業施設への立入検査等を実施し，生活衛生の確保に努めている。

施設数及び監視指導件数（その1）

（単位：施設，室，人，件）

	旅館業			
	総数	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
令和4年度	224	206	17	1
令和5年度	224	205	18	1
令和6年度	221	201	19	1
本年度中許可	12	10	2	0
本年度中廃止	15	14	1	0
客室数	18,496	18,277	148	71
定員数	38,472	36,880	1,521	71
監視指導計	245	220	22	3
許可前の調査指導延件数	16	13	3	0
監視指導延件数	229	207	19	3
行政処分	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

施設数及び監視指導件数（その2）

（単位：施設，人，件）

	興行場				公衆浴場			
	総数	映画	スポーツ	その他	総数	公営	私営	銭湯
令和4年度	48	6	5	37	108	11	93	4
令和5年度	47	6	5	36	103	11	88	4
令和6年度	46	5	5	36	102	11	87	4
本年度中許可	0	0	0	0	3	0	3	0
本年度中廃止	1	1	0	0	4	0	4	0
定員数	87,279	5,669	60,653	20,957	—	—	—	—
監視指導計	39	4	4	31	120	10	105	5
許可前の調査指導延件数	0	0	0	0	3	0	3	0
監視指導延件数	39	4	4	31	117	10	102	5
行政処分	0	0	0	0	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(2) 理容師法，美容師法，クリーニング業法，化製場等に関する法律に基づく検査，監視指導

「理容師法」，「美容師法」，「クリーニング業法」に基づき，開設時の確認検査並びに営業施設への立入検査により施設・器具取扱上の衛生指導を実施し，生活衛生の確保に努めるとともに，要綱に基づきコインランドリー営業施設に対する衛生管理指導を実施している。また，「化製場等に関する法律」に基づき，動物の飼養，収容施設及び化製場等に対して許可及び衛生的な管理等の指導を行っている。

施設数及び監視指導件数

(単位：施設，件)

	理容所	美容所	クリーニング所	コインランドリー	畜舎・家畜舎	化製場等
令和4年度	832	1,961	563	177	85	0
令和5年度	816	2,001	537	184	89	0
令和6年度	804	2,041	515	185	92	0
本年度中確認等	21	121	2	1	6	0
本年度中廃止	33	81	24	0	3	0
監視指導計	239	661	93	29	66	0
確認等前の調査指導延件数	20	124	2	1	6	0
監視指導延件数	219	537	91	28	60	0
行政処分	0	0	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(3) 墓地等の施設数及び監視施設指導

「墓地，埋葬等に関する法律」に基づき，墓地等の経営許可対象施設の監視指導を行っている。

墓地等の施設数及び監視施設指導件数

(単位：施設，件)

		火葬場	墓地	納骨堂
令和4年度		1	665	36
令和5年度		1	663	36
令和6年度		1	663	37
本年度中許可	新設	0	0	1
	変更許可	0	1	0
本年度中廃止		0	0	0
監視指導計		0	5	1
許可前の調査指導延件数		0	5	1
監視指導延件数		0	0	0
行政処分等		0	0	0

〈資料：保健管理課〉

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に関する業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき，事務所，旅館，店舗等の多数人が利用する特定建築物（延床面積 3,000㎡（学校は8,000㎡）以上）の維持管理状況について立入検査を実施する他，講習会等を開催し適正に維持管理が行われるよう指導している。

なお，建築計画のある建築物については，事前指導を実施している。

特定建築物施設数及び立入検査等件数

(単位：施設，件)

	施設数	立入検査	衛生管理状況報告書提出数	事前指導数
令和4年度	731	88	322	12
令和5年度	741	67	341	13
令和6年度	740	63	308	16

〈資料：生活衛生課〉

(5) 家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき家庭用品（衣料品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等）による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

家庭用品試買検査実施状況

(基準違反検体数/検査検体数 単位：検体)

検査項目	試買品名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホルムアルデヒド	繊維製品（乳幼児用を含む）、接着剤	0/75	0/75	0/75
有機水銀化合物	繊維製品（衣類等）、くつクリーム等	0/2	0/2	0/2
トリフェニル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	0/5	0/5	0/5
トリブチル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	0/5	0/5	0/5
メタノール	家庭用エアゾル製品（消臭スプレー等）	0/2	0/2	0/2
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0/2	0/2	0/2
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0/2	0/2	0/2
アゾ化合物	繊維製品（衣類、寝具等）、革製品（衣類等）	0/2	0/0	0/0
計		0/93	0/93	0/93

〈資料：生活衛生課〉

(6) 浴槽水等の水質検査

旅館業及び公衆浴場業施設の衛生対策として、仙台市条例に定める水質基準に基づき浴槽水等の水質検査を実施している。

浴槽水等水質検査実施状況

(単位：施設、件)

	市内施設数	検査実施延検体数	不適合延検体数	不適合項目内訳							
				色度	濁度	pH値	全有機炭素(TOC)の量	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	大腸菌	レジオネラ属菌
令和4年度	332	216	25	7	4	0	1	0	0	0	17
令和5年度	327	227	23	3	0	1	1	0	0	0	18
令和6年度	323	230	14	2	0	0	3	0	0	0	9

〈資料：生活衛生課〉

(7) プール水の水質検査

プールに起因する疾病や事故を未然に防止するため、「仙台市遊泳用プール指導要綱」に基づき施設の立入検査、水質検査による衛生指導を実施している。

プール施設数及び立入検査、水質検査実施状況

(単位：施設、件)

	市内施設数	立入検査実施延施設数	水質検査実施延検体数	不適合延検体数	不適合項目内訳						
					pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	総トリハロメタン	レジオネラ属菌
令和4年度	48	38	64	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	49	42	66	1	0	0	0	0	0	0	1
令和6年度	48	56	106	4	0	0	4	0	0	0	0

※1 水槽当たり2～4ヶ所で水質検査を実施

〈資料：生活衛生課〉

(8) 飲料水の安全確保

「水道法」等に基づき、ビル、マンション等に布設された簡易給水施設等から給水される飲料水、井戸水の安全を確保するため、立入検査、水質検査などを実施している。

専用水道・簡易給水施設等数及び立入検査等実施状況

(単位：施設、件)

	専用水道	簡易給水施設等*									井戸水の調査指導件数
		施設総数	簡易専用水道	簡易専用小水道	5m ³ 以下受水槽水道	小規模水道			調査指導延件数	登録検査機関による法定検査数	
						居住者30人以上100人以下	利用者30人以上	居住者利用者30人未満			
令和4年度	52	8,401 (619)	3,774 (580)	2,057 (28)	2,530 (9)	6 (0)	30 (2)	4 (0)	367 (73)	4,642 (507)	0
令和5年度	50	8,399 (627)	3,776 (588)	2,046 (28)	2,540 (9)	6 (0)	27 (2)	4 (0)	373 (34)	4,795 (509)	0
令和6年度	49	8,394 (627)	3,764 (584)	2,048 (30)	2,546 (11)	7 (0)	26 (2)	3 (0)	272 (57)	4,849 (500)	0

* ()は、特定建築物の再掲数

〈資料：生活衛生課〉

飲料水の水質検査実施状況

(単位：件)

	専用水道	簡易専用水道	簡易専用小水道	5m ³ 以下受水槽水道	小規模水道*			井戸水	不適合延検体数
					a	b	c		
令和4年度	0	0	0	0	3	15	1	0	0
令和5年度	0	0	0	0	5	21	1	0	0
令和6年度	0	0	0	0	5	19	0	0	2

*a：居住者30人以上100人以下， b：利用者30人以上， c：居住者・利用者30人未満

〈資料：生活衛生課〉

(9) 温泉法に関する業務

「温泉法」に基づき、市内の温泉利用許可施設に対する指導を実施している。なお、市内に飲用の利用許可を受けている施設はない。

利用許可状況

(単位：件)

	浴用許可			各種届出取扱状況			立入調査状況									
	年度末施設数	年度中許可件数	年度中廃止件数	揭示届受理件数	揭示内容決定件数	利用変更届受理件数	利用許可申請		利用施設実態調査		測定調査		その他		計	
							源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設
令和4年度	296	10	0	20	20	27	-	10	-	284	-	-	-	21	-	315
令和5年度	328	48	16	83	83	63	-	67	-	314	-	-	-	25	-	406
令和6年度	325	28	31	62	62	88	-	28	-	355	-	-	-	34	-	417

〈資料：生活衛生課〉

(10) 住宅宿泊事業法に関する業務

「住宅宿泊事業法」に基づき、市内の住宅宿泊事業に係る届出の受理、衛生指導等を実施している。

なお、本市においては「仙台市住宅宿泊事業法の施行に関する条例」（文化観光局が所管）により、住居専用地域における住宅宿泊事業の営業日を制限している。

施設数及び届出受理件数

(単位：件)

	施設数	事業届	変更届	廃業届
令和4年度	36	1	0	0
令和5年度	39	4	1	1
令和6年度	45	7	1	1

〈資料：生活衛生課〉

(11) 公害苦情処理（公害処理と調査指導）

保健福祉センターに寄せられる市民からの公害苦情に対しては、現地を調査のうえ、指導や関係機関への連絡などを行っている。

公害、生活環境苦情処理状況

(単位：件)

		騒音	振動	ばい煙	汚水	悪臭	その他	計
		令和4年度	0	0	0	0	1	0
	受理件数	0	0	0	0	1	0	1
	調査指導延件数	0	0	0	0	1	0	1
令和5年度	受理件数	0	0	0	0	2	0	2
	調査指導延件数	0	0	0	0	2	0	2
令和6年度	受理件数	0	0	0	0	1	0	1
	調査指導延件数	0	0	0	0	2	0	2

〈資料：生活衛生課〉

(12) 公衆浴場確保対策補助

公衆浴場（銭湯）の経営振興策として、設備改善に要する経費の一部補助、運営に要する経費の一部補助を行い、公衆浴場の確保を図っている。

公衆浴場確保対策補助状況

(単位：施設、件)

	施設数	運営資金補助事業	設備改善補助事業	設備改善補助事業・内訳				
				風呂釜	ろ過器	温水器	太陽熱利用	その他設備補修等
令和4年度	4	4	1	-	-	-	-	1
令和5年度	4	4	1	-	-	-	-	1
令和6年度	4	3	1	-	-	-	-	1

〈資料：生活衛生課〉

(13) ラブホテル等の営業前指導に関する業務

「仙台市ラブホテル等指導要綱」に基づき、市内で旅館・ホテル等を営業する計画の届出がラブホテル等であるかどうかを判定する。また、ラブホテル等に近い構造の営業計画に対しては、周辺の環境に調和するような構造等への改善を指導している。

旅館営業計画届出状況

(単位：件)

	旅館・ホテル等 営業計画届出件数	ラブホテル類似施設に該当 しない旅館・ホテル等
令和4年度	6	6
令和5年度	10	10
令和6年度	12	12

〈資料：生活衛生課〉

(14) ねずみ、衛生害虫駆除相談

ねずみ、衛生害虫対策については、パンフレットやパネル展示により幅広い周知に努めている。市民相談に対しては、適切な対応方法および駆除方法を助言するとともに、必要に応じて殺そ剤等を配付している。

ねずみ、衛生害虫駆除相談件数 (単位：件，%)

	ねずみ	ハエ	カ	ノミ	シラミ	ゴキブリ	ダニ	ハチ			チャタテムシ	その他	計
								スズメバチ	アマガバチ	その他			
令和4年度	153 (13.6)	2 (0.2)	4 (0.4)	0 (0)	1 (0.1)	3 (0.3)	3 (0.3)	490 (43.6)	86 (7.7)	308 (27.4)	1 (0.1)	72 (6.4)	1,123
令和5年度	146 (15.8)	4 (0.4)	3 (0.3)	0 (0)	0 (0)	3 (0.3)	5 (0.6)	359 (38.8)	83 (9.0)	262 (28.3)	0 (0)	60 (6.5)	925
令和6年度	137 (12.2)	1 (0.1)	2 (0.2)	0 (0)	2 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	514 (45.8)	86 (7.7)	274 (24.4)	0 (0)	105 (9.3)	1,123

上段：相談件数，下段：全体に占める比率(%)

〈資料：生活衛生課〉

殺そ剤、殺虫剤の配付件数 (単位：件)

	殺そ剤	殺虫剤
令和4年度	45	4
令和5年度	29	7
令和6年度	25	7

〈資料：生活衛生課〉

(15) 生活環境の改善（宅地用空き地の除草指導）

宅地用空き地の雑草除去については、「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」に基づき、所有者等に対して適正な管理を指導している。

宅地用空き地の適正管理指導件数 (単位：件)

	苦情受理件数	延指導件数	除草実施件数
令和4年度	383	433	281
令和5年度	352	420	271
令和6年度	351	391	257

〈資料：生活衛生課〉

(16) 環境衛生改善機器等整備補助事業

市民の生活環境の向上を図るため、町内会等の団体が実施する動力草刈機及び動力薬剤散布機の購入等に対し、事業に要した経費の2分の1以内（1団体あたりの限度額および1台あたりの限度額あり）の補助を行っている。

環境衛生改善機器等整備補助状況 (単位：団体，設備，台数)

	補助団体数	動力草刈機	動力散布機	排水設備
令和4年度	34	54	0	0
令和5年度	34	52	0	0
令和6年度	36	55	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(17) 住居衛生対策

市民が快適で健康的な住居環境を確保するため、ダニアレルギー相談やダニアレルギー抗原量の測定、シックハウスに関する相談や簡易測定器によるホルムアルデヒド等室内VOC等の測定を実施している。

住居衛生対策状況 (単位：件，検体)

	ダニアレルギー		シックハウス	
	相談件数	抗原量測定箇所数	相談件数	VOC等測定箇所数
令和4年度	1	0	8	4
令和5年度	2	2	10	2
令和6年度	1	0	3	0

〈資料：生活衛生課〉

3 獣疫衛生

(1) と畜検査

と畜場法に基づき、食肉衛生検査所では、仙台市食肉市場に搬入される獣畜について1頭ごとに、と畜検査員による生体検査、解体検査（頭部、内臓、枝肉）を実施し、必要に応じ血液、微生物、病理、理化学等の精密検査を行っている。

牛海綿状脳症（BSE）の検査は、平成13年よりすべての牛について行ってきたが、平成29年4月からは24か月齢以上の神経症状等を示す牛が対象となり、令和6年4月からは月齢に関わらず特定の行動異常又は神経症状を呈す牛を対象として実施している。

また、食品衛生法に基づく収去による食肉の残留有害物質検査（動物用医薬品及び農薬）、枝肉の微生物検査及び場内の衛生監視を定期的に行っている。

年度別検査頭数

(単位：頭)

	総数	牛		とく ^{*1}	馬	豚	めん羊	山羊
		肉用	乳用					
令和4年度	132,051	14,327	3,961	45	0	113,718	0	0
令和5年度	127,878	13,781	3,662	42	0	110,393	0	0
令和6年度	128,043	14,764	3,466	43	0	109,770	0	0

*1：生後1年未満の牛（以下、同様とする）

〈資料：食肉衛生検査所〉

年度別行政処分実頭数

(単位：頭)

	総数	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
令和4年度	43,467	9,331	33	0	34,103	0	0
令和5年度	38,082	8,728	25	0	29,329	0	0
令和6年度	34,352	8,772	32	0	25,548	0	0

〈資料：食肉衛生検査所〉

行政処分の内訳（令和6年度）

(単位：頭)

	総数	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
とさつ禁止	0	0	0	0	0	0	0
全部廃棄	511	325	5	0	181	0	0
一部廃棄	33,841	8,447	27	0	25,367	0	0

〈資料：食肉衛生検査所〉

BSE（牛海綿状脳症）検査頭数（令和6年度）

(単位：頭)

	検査頭数	スクリーニング検査結果		確認検査結果（再掲）	
		陰性	陽性	陰性	陽性
総数	0	0	0	0	0

〈資料：食肉衛生検査所〉

行政処分の原因疾病別頭数（令和6年度）

（単位：頭）

			牛			とく			馬			豚			めん羊			山羊		
			と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄															
処 分 実 頭 数			0	325	8,447	0	5	27	0	0	0	0	181	25,367	0	0	0	0	0	0
疾 病 別 延 頭 数	細菌病	炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		結核	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブルセラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破傷風	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		放線菌病	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス・リケッチャ病	豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原虫病	トキソプラズマ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄生虫病	のう虫症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ジストマ病	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6,201	0	0	0	0	0	0	0
	その他 の疾病	膿毒症	0	37	0	0	2	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0
		敗血症	0	16	0	0	1	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0
		尿毒症	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		黄疸	0	5	6	0	0	0	0	0	0	4	21	0	0	0	0	0	0	0
		水腫	0	123	1,052	0	2	3	0	0	0	49	1,354	0	0	0	0	0	0	0
		腫瘍	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0
中毒諸症		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
炎症又は炎症産物 による汚染		0	0	6,395	0	0	25	0	0	0	9	15,819	0	0	0	0	0	0	0	
変性又は萎縮		0	0	1,713	0	0	2	0	0	0	0	1,734	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	131	1,185	0	0	1	0	0	0	3	3,088	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			0	325	10,425	0	5	31	0	0	0	0	181	28,231	0	0	0	0	0	0

〈資料：食肉衛生検査所〉

と畜場法に基づく病類別精密検査（令和6年度）

（単位：頭）

	検査数	疾病 決定数	措置			精密検査数		
			とさつ 禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	理化学 検査	微生物 検査	病理 検査
総 数	766	720	0	511	209	39	43	148
敗 血 症	99	85	0	85	0	0	41	0
尿 毒 症	17	8	0	8	0	17	0	0
黄 疸	16	10	0	9	1	11	0	0
牛 伝 染 性 リンパ腫	134	131	0	131	0	0	0	134
豚 丹 毒	0	0	0	0	0	0	0	0
腫 瘍	11	8	0	5	3	0	0	11
そ の 他	489	478	0	273	205	11	2	3

〈資料：食肉衛生検査所〉

食品衛生法に基づく検査の状況（令和6年度）

枝 肉（単位：頭）		検査 頭数	検査結果	
			陰 性	陽 性
検 査 総 数		670	429	1
微生物	枝肉の 微生物検査	サルモネラ属菌	120	0
		腸内細菌科菌群数	120	
		一般細菌数	120	
理化学	抗菌性物質の残留を疑ったものの検査 モニタリング 検査*1	動物用医薬品	66	0
		駆虫剤	24	0
			220	219

〈資料：食肉衛生検査所〉

*1：厚生労働省の通知に基づき、無作為的に検体採取したもの

(2) 狂犬病予防

狂犬病予防法では、飼い主は飼い犬に毎年予防注射を受けさせ、生涯1回登録を行わなければならないと規定され、これら業務は動物管理センターで行っている。登録頭数は近年微減傾向にあり、令和6年度末現在では41,764頭である。その他の狂犬病予防に関する業務は、徘徊犬の捕獲・収容、咬傷事故の処理、放し飼い等の苦情処理である。

登録及び狂犬病予防注射実施数（単位：頭、件）

	飼犬登録数	予防注射実施数
令和4年度	43,100	33,834
令和5年度	42,310	32,887
令和6年度	41,764	32,679

〈資料：動物管理センター〉

咬傷犬の措置数（単位：件）

	総 数	告 発	措置命令	その他
令和4年度	64	0	0	64
令和5年度	56	0	0	56
令和6年度	53	0	0	53

〈資料：動物管理センター〉

引取犬数及び抑留犬数

（単位：頭）

	引取頭数	抑留頭数	処理内容			
			返還頭数	譲渡	安楽死	計
令和4年度	2	40	37	4	0	41
令和5年度	15	32	20	23	0	43
令和6年度	3	35	24	15	0	39

〈資料：動物管理センター〉

犬の苦情相談件数

(単位：件)

	総数	苦情内容					犬保護及び 迷い犬引取依頼	失踪犬の 照会
		放し飼い	けい留不適	鳴声	排泄物	その他		
令和4年度	226	9	6	56	27	128	70	64
令和5年度	260	4	21	60	26	149	76	47
令和6年度	233	12	12	60	27	122	56	47

〈資料：動物管理センター〉

(3) 動物の愛護及び管理等

動物管理センターでは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫の引き取り及び負傷犬・猫の収容及び動物取扱業の登録、特定動物の飼養・保管許可等を行っている。また、動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的とした動物愛護週間行事、動物慰霊祭を開催し、さらに動物介在活動に参加するボランティア育成を行っている。

なお、平成29年3月に「『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を策定し、飼い主のいない猫の関係する苦情・相談に対応している。

猫の引き取り状況

(単位：頭)

	猫引き取り頭数			返還頭数			譲渡頭数			安楽死頭数		
	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計
令和4年度	84	166	250	6	2	8	34	83	117	22	74	96
令和5年度	68	187	255	5	0	5	32	91	123	19	90	109
令和6年度	97	112	209	3	0	3	32	50	82	35	52	87

〈資料：動物管理センター〉

猫の苦情相談件数

(単位：件)

	総数	排泄物	野良猫引取り	家屋侵入	捕獲手術	エサやり	譲渡先斡旋	地域猫活動	その他
令和4年度	864	128	191	51	87	43	50	29	285
令和5年度	737	99	120	56	71	45	54	27	265
令和6年度	630	78	150	33	49	48	41	14	217

〈資料：動物管理センター〉

動物取扱業登録状況（令和6年度末現在）

(単位：件)

登録業者総数	第一種動物取扱業登録業種内訳						
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養業	業種別内訳計
登録数	309	104	240	9	29	36	421

〈資料：動物管理センター〉

令和6年度動物愛護・動物適正飼養事業実施状況

(単位：回、人)

事業名	回数	参加者・対象者 延人数	対象
犬・猫譲渡会	31	112	一般市民
公園等の巡回監視指導	12	184	一般市民
動物介在活動（ふれあい体験）	1	26	小学生と保護者
職場体験・施設見学	15	163	中学生，専門学校生，大学生，他自治体職員等
動物介在教育活動	22	668	小学生（14校，22回）
動物愛護週間行事（譲渡会除く）	1	55	一般市民
地域猫に関する啓発活動	1	22	一般市民
適正飼養推進セミナー	1	40	一般市民，市民ボランティア
多機関連携セミナー	1	52	関係機関職員
同行避難啓発関係	3	455	一般市民

〈資料：動物管理センター〉

§ 5 墓地・火葬場

1 墓地

(1) 市営墓地

仙台市霊園条例に基づき、北山霊園、葛岡墓園、及びいずみ墓園を運営している。

現在、新規墓所の貸出しはいずみ墓園のみ行っており、北山霊園及び葛岡墓園では、返還された墓所を再整備し、平成27年度以降不定期で再貸出を実施している。

また、令和5年度に、いずみ墓園内に新たな形式の墓所として合葬式墓所を開設した。

市営墓地の状況（令和6年度末現在）

名称	総区画数	貸出済区画数
北山霊園	2,131	2,049
葛岡墓園	14,102	13,412
いずみ墓園	(予定) 50,000	14,362
計		29,823

合葬式墓所の状況（令和6年度末現在）

	計画埋蔵数	貸出済数
合葬式墓所	約17,200	900

〈資料：保健管理課〉

※いずみ墓園の合葬式墓所を除く。〈資料：保健管理課〉

いずみ墓園の概要

位置・面積	仙台市泉区朴沢字九ノ森ほか ・ 266 h a（うち墓域分42 h a）	
計画基数	約 50,000 基	
墓所の形式	一般墓所	従来型の墓所（1区画＝4㎡）
	芝生墓所	墓域全体に芝を張った西洋風墓所
	個別集合墓所	個人専用の墓所（小山型のお墓の土中に個人専用のカロートを設置した集合墓所）
	合葬式墓所	共用の墓所（小山型のお墓の中の埋蔵室に複数の焼骨を一緒に埋蔵する集合墓所）

市営墓地の使用料及び管理料（令和5年9月1日から）

	墓所の種類	永代使用料	管理料	
北山霊園	一般墓所	233,000 円/㎡	(年間) 910円/㎡	
葛岡墓園	一般墓所	180,000 円/㎡	(年間) 910円/㎡	
いずみ墓園	一般墓所	112,500 円/㎡	(年間) 910円/㎡	
	芝生墓所	380,000円/1区画	(年間) 5,800円/1区画	
	個別集合墓所	210,000円/1区画	(永代) 90,400円/1区画	
	合葬式墓所	直接合葬	38,000円/1体	(永代) 9,400円/1体
		10年保管後合葬	44,000円/1体	(永代) 45,400円/1体
記名板		29,000円/1体	—	

※市営墓地の墓所を返還し、当該墓所に埋蔵されている複数の焼骨を合葬式墓所に直接合葬するときの永代使用料の額は、上記にかかわらず、墓所の使用許可申請1件につき38,000円

市営墓地の埋葬・改葬の状況

(単位：体)

		埋葬				改葬			
		男	女	不詳	計	男	女	不詳	計
北山霊園	令和4年度	67	83	0	150	36	40	0	76
	令和5年度	76	82	1	159	47	40	0	87
	令和6年度	51	71	0	122	63	55	1	119
葛岡墓園	令和4年度	435	442	4	881	92	80	0	172
	令和5年度	389	451	3	843	122	94	0	216
	令和6年度	342	371	0	713	142	124	2	268
いずみ墓園	令和4年度	454	352	2	808	16	14	1	31
	令和5年度	537	402	4	943	25	21	0	46
	令和6年度	567	468	1	1036	26	22	0	48

※埋葬には、他の墓地からの改葬を含み、改葬は、市営墓地から改葬した場合をいう。

〈資料：保健管理課〉

(2) 共有墓地

昭和35年に「墓地所有権確認等請求事件」訴訟が提起され、和解により仙台市、寺が2分の1をそれぞれ共有することとなった墓地で、現在37寺、総面積は約20haである。管理は、それぞれの寺院で行っている。

(3) 共葬墓地

町村合併により仙台市有となった土地で、地区住民が墓地として総有的ないし入会的に使用しているもので、現在健康福祉局で所管しているのは、18ヶ所、総面積は約4haである。市では過去の実績を考慮し、当該土地を墓地として地区住民の使用を認めている。なお、墓地の管理運営については、地区の代表者に墓地管理者を委嘱して行っている。

2 火葬場

仙台市斎場条例に基づき、葛岡斎場と泉斎場の2ヶ所を設置していたが、平成14年4月1日に建替後の葛岡斎場が開場したことに伴い、同日付けで泉斎場を廃止した。

葛岡斎場の使用料（令和元年10月1日から）

（単位：円）

		市内	市外			市内	市外
火葬炉使用料	6歳以上	9,000	27,200	待合室使用料 (2時間まで)	和室・洋室 とも1室	5,000	15,300
	6歳未満	4,500	13,600				
	胎児	3,500	10,600	遺体保管室使用料 (1体24時間までごと)		1,500	4,500
	その他	4,500	13,600				

〈資料：保健管理課〉

取扱数

（単位：件）

	総数			死体			死胎			その他		
	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外
令和4年度	11,467	10,819	648	11,003	10,443	560	159	134	25	305	242	63
令和5年度	11,577	10,900	677	11,077	10,489	588	182	148	34	318	263	55
令和6年度	11,664	11,091	573	11,221	10,693	528	152	134	18	291	264	27

〈資料：保健管理課〉

3 愛玩動物納骨堂

市民の動物愛護精神の高揚を図ることを目的として、市民が家庭内で飼育していた動物の焼骨を収蔵する施設で、葛岡墓園内に設置し、昭和56年5月17日から供用していたが、同墓園内に新愛玩動物納骨堂を平成28年6月1日に開所し、旧納骨堂は廃止した。

愛玩動物納骨堂の使用料（平成28年6月1日から）

愛玩動物の焼骨一体につき	3,000円
--------------	--------

〈資料：保健管理課〉

愛玩動物納骨堂の納骨取扱件数

（単位：件）

	犬	猫	その他	計
令和4年度	511	366	38	915
令和5年度	433	310	41	784
令和6年度	420	308	26	754

〈資料：保健管理課〉

§ 6 衛生研究所

仙台市衛生研究所は、昭和30年4月仙台市中央保健所及び南保健所の検査業務を担当する衛生試験所として中央保健所内に発足し、昭和34年9月仙台市小田原牛小屋丁14のと畜場跡に移転した。

昭和34年10月仙台市衛生試験所条例（昭和34年仙台市条例第22号）を公布、昭和41年4月仙台市東九番丁59の7に新築移転し、昭和55年8月仙台市原町東部第三土地区画整理事業施行地区内（現住所：仙台市若林区卸町東二丁目5番10号）に新築移転した。

平成元年4月、仙台市の政令指定都市移行とともに名称を「仙台市衛生研究所」に改称し、検査機器等の整備や組織変更を行い、新たな調査研究などに対応するための体制の充実を図ってきた。

その後の社会情勢の変化に対応し、市民の健康で安全な生活や快適な生活環境を守るため、本市の科学的・技術的な中核機関として、保健所等関係行政部局と緊密な連携の下に、市民・行政ニーズを踏まえた ①試験検査 ②調査研究 ③公衆衛生情報等の収集・解析・提供 ④研修指導等の4業務を推進するとともに、市民の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすような健康危機等が発生した場合には、保健所等の関係行政機関と緊密な連携をとり、適切かつ迅速な対応を図っている。

庁舎の老朽化に伴い、令和7年6月仙台市宮城野区扇町に新築移転した。

(1) 施設概要

所在地	仙台市宮城野区扇町六丁目3番19号		
敷地面積	3,202.59㎡		
構造	鉄筋コンクリート造	建築延床面積	5,263.76㎡

(2) 検査状況

①検体件数（仙台市衛生研究所条例（昭和34年10月5日）に基づく手数料を徴収した件数）

（単位：件）

検査種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食品衛生検査	1,398	1,621	1,672
水質検査	158	176	196
大気汚染検査	434	424	427
病原細菌検査	102	69	156
ウイルス・血清検査	37	29	48
廃棄物検査	19	24	29
その他の検査	88	89	88
合計	2,236	2,432	2,616

〈資料：衛生研究所〉

②検査件数

(単位：件)

区分	検査区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
微生物分野	細菌	病原細菌	感染症	88	57	143
		感染症発生動向調査等	85	85	79	
		結核菌DNA鑑定	2	3	2	
	食品細菌	収去等	985	1,112	999	
		苦情・食中毒	85	78	216	
	環境細菌	水質・環境細菌	117	134	143	
	小計		1,362	1,469	1,582	
	ウイルス	病原ウイルス	感染症	3,386	119	53
			感染症発生動向調査等	129	258	203
		食品ウイルス	収去等	26	58	58
			苦情・食中毒	4	82	214
		小計		3,545	517	528
	小計		4,907	1,986	2,110	
	理化分野	環境水質	河川水等	27	21	28
飲用水等			33	31	28	
事業場排水等			157	184	200	
廃棄物、底質等			22	23	29	
家庭用品中の有害物質			82	82	82	
その他			6	7	6	
小計			327	348	373	
食品		食品添加物、重金属等	172	170	171	
		残留農薬、動物用医薬品	112	144	144	
		医薬品成分	10	10	5	
		放射性物質	127	146	147	
		小計		421	470	467
大気		有害大気汚染物質	262	262	271	
		PM2.5成分分析	112	112	112	
		事業場排ガス	46	30	32	
		アスベスト等緊急調査	126	129	124	
		小計		546	533	539
小計		1,294	1,351	1,379		
合計		6,201	3,337	3,489		

(資料：衛生研究所)

③その他の検査

新型コロナウイルス感染症対応の検査として、上記検査件数に含まれる検査のほか、新型コロナウイルス陽性検体について、令和6年度は、遺伝子解析を1,537件行い、変異の状況確認を行った。